

銀行創設前後の三井組

— 危機とその克服 —

石 井 寛 治

- 一 問題の所在
- 二 三井組の資本蓄積
 - 1 利益と貸借
 - 2 各店舗の貸付業務
- 三 危機とその克服

- 1 官金抵当の調達
- 2 官金引上の猶予
- 3 借入金の返済
- 四 結論と展望

一 問題の所在

本稿は一八七六年（明治九）に三井銀行を創設する前後の時期の三井組が、どのような経営上の危機に直面し、それをいかにして克服したかを究明することを直接の課題としている。かかる究明を通して、当時の日本経済が、世界経済の中でいかなる位置づけを与えられながら発展しつつあったかという大きな問題を解く手掛りをつかみたいと思う。

この時期の三井組の実態については、すでにいくつもの研究があるが、比較的早い時期に刊行されて後の諸研究に大きな影響を与えたのは『三井銀行八十年史』（一九五七年）の記述である。そこでは、銀行創設前の三井組が二度にわたる危機に見舞われたことが指摘されており、第一のいわゆる官金抵当増額令（一八七四年一〇月）による危機については、「三井組がこの危機をどのようにして切り抜けたか、その具体的な措置はつまびらかでない」とされており、第二の官金引上の危機（一八七六年初頭）については、「三野村利左衛門の嘆願が効を奏して官金取扱の継続が許され、「こうしてはじめて、待望の銀行創立に向かって進むことができた」と記されている。その後、当時の三井組については、加藤幸三郎⁽⁴⁾・柴垣和夫⁽⁵⁾・安岡重明⁽⁶⁾の諸氏による研究がなされ、また小野組に関する宮本又次氏の大著⁽⁷⁾もあらわされたが、前述した三井組の危機についての実証はほとんど深められなかった。ただ、注目しておきたいのは、加藤・宮本両氏が小野組との対比を通じて三井組の経営の相対的な堅実さを強調している点であり、これはその後の研究を方向づけることとなったように思われる。

一九八〇年代に入る頃から研究は大きく前進しはじめる。まず、千田稔「国家財政と初期政商——明治七年抵当増額令までの過程を中心に——」（『土地制度史学』第八七号、一九八〇年四月）が、国庫金取扱の推移と関連させつつ「初期政商」の資本蓄積の実態を究明し、抵当増額令が不可避となる事情と三井が延命しえた理由を論じた。国立公文書館と三井文庫の根本史料を駆使した本論文は、多くの事実を掘り起した意欲的な労作であるが、三井組の「資本蓄積は順調」であったという評価は後にみるように実証面で重大な疑義があり、また三井延命の理由を大蔵省保護を具体化すべき公債の存在に求め、「公債こそが三井の究極の救世主だった」という結論を下している点については、何故三井組だけが公債を購入する資金を調達できたのかという肝心の論点を落としている限り、ほとんど無内容な結論であるといわねばなるまい。一九八〇年九月に刊行された『三井事業史』本篇第二卷（岩崎宏之氏執筆）は、三井組の業態についての従来の

諸研究の誤りを正すとともに、⁽⁸⁾ 抵当物上納額に関する新たな実証を試みたが、危機の克服については、「三井組がどのようして増抵当物件を調達してこの危機を切り抜けたかは詳らかではない」と記すにとどまった。なお、本書は銀行創設に関する詳細な検討を試みているにもかかわらず、⁽⁹⁾ 官金引上の危機については論及がない点も留意しておこう。一九八三年に入ると『三井両替店』（三井銀行）が刊行され、当該時期については杉山和雄氏が執筆しているが、三井組が「着実に発展」⁽¹⁰⁾ していたという評価にはやはり実証上の疑義があり、危機の実態把握においては前掲『三井事業史』より却って後退した面があるように思われる。⁽¹¹⁾

以上の研究史の流れは、増当額令にはじまる危機は、堅実・順調な発展をとげつつあった三井組にとつては、重大な危機とはいえないという評価（危機否定説）へと進んでいるといえよう。しかしながら、これらの研究の内容を検討してみると、そこにおける実証には様々な難点があり、到底信頼しえないことが判明する。以下、まず、三井組の資本蓄積が果たして順調であったか否かを検討し、ついで銀行創設前後の三井組を繰り返し襲った危機とその克服策を明らかにしよう。

- (1) おそらく執筆者群のうちで中井信彦氏がこの部分の執筆を担当されたのであろう。
- (2) 『三井銀行八十年史』七六ページ。
- (3) 同右八九ページ。
- (4) 加藤幸三郎「政商資本の形成」（楳西光速編『日本経済史大系』近代上、東京大学出版会、一九六五年）。
- (5) 柴垣和夫『日本金融資本分析』（東京大学出版会、一九六五年）。
- (6) 安岡重明『財閥形成史の研究』（ミネルヴァ書房、一九七〇年）。
- (7) 宮本又次『小野組の研究』全四巻（大原新生社、一九七〇年）。

(8) 例えば『三井本社史』以来の諸研究(ただし『三井本社史』自体は、『三井文庫論叢』第二号で中井信彦氏が指摘されているように、もともと手直しを予定した草稿である)が全て一八七四年(明治七)のものとして誤解してきた「三井組財産調査」(三井文庫所蔵史料 本四九九―五)は、実は一八七五年六月末現在の調査であったことが明らかにされた。なお、この調査の内容については後で立ち入った検討を加えたい。

(9) 『三井事業史』本篇第二卷一八一―ページ。

(10) 『三井両替店』四四四―ページ。

(11) 例えば、抵当増額令による必要な増抵当分を『三井事業史』本篇第二卷の数値によりつつ合計一八三万五五〇円と推定したのに続いて、「その当時の三井組の積立金は約二〇〇万円と洋銀一四万余ドルであったから、その必要調達額の大きさをうかがうことができよう。また貸出金は約七七五万円、これから不良貸金を除く貸出金は五五二万円であった。いずれにせよ、三井組は貸出金を早急に回収するか、あるいは積立金を取崩し、もって約一八三万円の抵当物件を短期間に上納しなければならなかった」(四七〇―ページ)と記しているが、この数値(おそらく『三井銀行八十年史』によったもの)が一八七四年のものでなく翌七五年六月のものだという『三井事業史』本篇第二卷の指摘を無視しているばかりか、数値そのものも全く誤った計算となっている。すなわち、『三井本社史』が「三井組財産調査」記載の積立高四三万余円と各所有金一五六万余円プラス一四万余ドルという貸借対照表の反対側にあつて本来加えてならぬ数値を合算したのに端を発して、『八十年史』が「積立金等」として示した合計値を、『両替店』は「積立金」として引用する誤りを犯すとともに、『三井本社史』が「調査」記載の貸付金と滞貸金(前者に含まれない)を並記したのに、『八十年史』が何故か後者が前者に含まれると解した誤りを『両替店』は継承した上、わざわざ引算までやってみせる誤りを犯したのである。こうしたことは、杉山氏が『三井事業史』本篇第二卷をきちんと読み、『三井組財産調査』を再検討する労を惜まなければ起りえなかつた誤りであろう。

二 三井組の資本蓄積

1 利益と貸借

三井組の資本蓄積が順調であったか否かを示す指標の一つが利益額であることは言う迄もなからう。この点については、岩崎宏之氏が東京大元方へ上納された功納金（＝純益）の動きを明らかにされ、それが一八七〇年（明治三）下期七五四三円、七一年（明治四）七八五〇円と低迷したあと、第1表上段に示したごとく、七二年・七三年と増大していることを指摘された。この場合、最大の活動拠点たる東京御用所の七二年利益の八〇パーセント（九万八八〇三円）が「幕末の塞り金の処理へ繰り入れられた」⁽¹⁾ため、功納金を納める余裕が全くなかったと述べられている点が注目されよう。東京御用所の資産勘定の爆発的な膨脹振りを念頭においてみると、第1表の功納金の額はいかにも少ないといわねばなるまい。⁽²⁾

これに対して杉山和雄氏は、第1表中段に示した利益額を根拠にして「とくに東京御用所の発展は著しく」、「着実に発展している」と論じられる。⁽³⁾しかしながら、「利益」の多くを貸倒れの償却に充当しなければならぬ場合を指して、「着実」な蓄積の進行という評価を下すことは適當ではない。千田稔氏も、第1表下段のような利益額を掲げつつ、「増当差出令さえなければ資本蓄積は順調である」と断ずるのであるが、この場合は数値そのものが過大評価されている。例えば表示した東京御用所についてみると、原史料の冒頭に「店々功納六割納調」とあるのを単純に東京御用所にもあてはめて功納金から利益金を逆算しているが、同所の場合、年によっては原則と異なる処理をしている事は、千田論文の別の表に明示されており、実際の利益は一八万円台なのである。⁽⁴⁾こうして過大評価した利益金をそのまま「純益

第1表 三井組の利益

項目	範囲	1872年(明治5)	1873年(明治6)
功納金(岩崎)	合計	円 33,527	円 96,207
	東京御用所	—	37,764
利益金(杉山)	東京御用所	123,499	62,938
利益金(千田)	合計	468,413	
	東京御用所	227,613	

出所) 『三井事業史』本篇第2巻164ページ、『三井両替店』442ページ、千田前掲論文第12表。

金」とみなしている点で、千田論文は二重の誤りを犯しているといわねばならぬ。

もともと、このような批判に対しては、現在の蓄積が順調で大きな利益が上っているからこそ、過去の貸倒れの償却が可能となったのであり、償却前利益額の方が指標としてむしろ適当だという反論がありえよう。たしかに「幕末の塞り金」のみが問題で、現在それを着々と処理しつつあるというならば、そうした反論が成り立つといつてよい。そこで、幕末ではなく、一八七〇年代中葉における三井組の貸出業務が、果たして着実に回収可能な健全な性格のものであったかどうかを検討しなければならぬ。

当時の三井組の貸借を全体として示す史料は、管見の限りではやはり誰も引用する、一八七五年(明治八)六月末現在の「三井組財産調査」が最初のもののようにある。これは後述する官金引上の危機への対策として三野村利左衛門が大隈大藏卿に引上猶子を懇願するさいに報告した「総精算勘定調書」の下書きであり、本報告の方は大隈文書にあり、『日本金融史資料・明治大正編』第四巻(一九五八年)へ収録されている。下書きと本報告を対比しやすいうように表示すると、第2表と第3表のようになり、僅かの違いを除き、びったりと照応していることが分る。これらの表でまず目立つ点は、滞貸がきわめて多く、実に二二三万円が計上されていることである。しかも本報告によれば、貸付方取扱貸七四〇万余円のうちにも回収難を見

第2表 三井組財産調書(1875年6月末)

(単位：円)

預 之 部				貸 之 部			
項 目	計	内 東 京	内 大元方	項 目	計	内 東 京	内 大元方
官 金 預 り 高	4,249,951	1,993,646	—	為 替 貸 借 差 引	—	—	—
為 替 貸 借 差 引	415,169	272,046	—	当 座 貸 借 差 引	—	—	81
当 座 貸 借 差 引	453,246	735,688	—	無 利 足 貸	333,275	23,209	—
無 利 足 預 り	4,720,825	1,816,840	2,326,355	利 付 貸	1,019,617	550,000	—
利 付 預 り	4,780,382	2,732,295	370,000	貸 付 金	7,756,818	3,492,367	2,506,700
				滞 貸 金	2,235,209	1,974,825	—
				小 計 ①	[11,344,919]	[6,040,401]	[2,506,781]
				地 券 ・ 公 債 ・ 所 有 物	2,173,269	1,142,410	435,894
				所 有 金	1,708,468	465,384	285
				小 計 ②	[3,881,737]	[1,607,794]	[436,179]
利 足 ・ 手 数 料 入	355,474	144,247	7,189	諸 賄 ・ 給 料	80,364	15,643	10,283
				利 足 払	102,953	30,923	4,548
合 計	14,975,047	7,694,762	2,703,544	合 計	15,409,973	7,694,761	2,957,791
差 引 = 積 立 金	434,928	—	254,246				

出所) 三井文庫所蔵史料 本499-5。

注) 1. 洋銀は1ドル=1円として円に換算表示。円未満四捨五入。以下各表とも同様。

第3表 三井組総精算勘定調書(1875年6月末)

(単位：円)

8

預 之 部				貸 之 部			
項 目	計	内 東 京	(大元方)	項 目	計	内 東 京	(大元方)
官 金 御 預 り	4, 249, 951	1, 993, 646	—	為 換 貸 借 差 引	—	—	—
為 換 貸 借 差 引	415, 169	272, 046	—	当 座 貸 借 差 引	—	—	—
当 座 貸 借 差 引	453, 327	735, 688	—	無 利 息 か し	333, 275	23, 209	—
無 利 息 預 り*	2, 394, 469	1, 816, 840	(2, 326, 325)	利 付 か し	1, 019, 617	550, 000	—
利 付 預 り*	4, 410, 382	2, 732, 295	(370, 000)	貸 付 方 取 扱 か し*	7, 401, 118	5, 643, 367	(355, 700)
				滞 か し	2, 235, 209	1, 974, 825	—
				小 計 ①	[10, 989, 219]	[8, 191, 401]	—
				抵 当 品 納 め 高 実 価	4, 274, 179		
				現 在 金 高	1, 708, 549	465, 384	285
				家 作 土 蔵	405, 000		
				小 計 ②	[6, 387, 728]		
合 計	11, 923, 298			合 計 ①+②	17, 376, 947		
貸 借 差 引 残	5, 453, 650						
滞 か し	2, 235, 209						
貸 付 方 貸 の うち 回 収 難	1, 300, 000						
再 差 引 残	1, 918, 441						

出所) 大隈文書 (『日本金融史資料・明治大正編』第4巻628～642ページ)。

注) 1. 原史料の内訳表には、積金434,928円、地券并ニ公債証書及所有物2,173,269円なども記されている。

2. *には「大元方分除ク」とあり、内訳表にある()に示した数値が計から除かれている。

3. 為換貸借と当座貸借の項は、原史料では預・貸の双方に記載されていたが、第2表と対比しやすくように差引で表示した。そのため合計も異なっている。

銀行創設前後の三井組（石井）

第4表 店舗別勘定(1875年6月末) (円)

		官金預り	貸附方貸附
大元方	東京	—	355,700
大横	坂	1,993,646	5,643,367
西	浜	403,494	451,893
神	京	240,671	384,502
松	戸	331,724	359,267
愛	坂	84,004	111,306
長	知	6,378	53,734
宮	崎	225,820	8,511
石	城	2,866	—
水	巻	144,044	103,755
一	沢	—	5,788
新	関	30,887	6,418
静	治	—	14,085
千	岡	36,611	815
函	葉	37,148	92,250
山	館	235,179	—
下	口	71,737	10,000
広	島	41,781	—
和	山	—	63,915
島	根	13,890	3,683
大	津	95,291	52,800
敦	賀	17,282	300
山	田	25,099	—
岐	卓	77,585	—
四	市	—	12,167
上	野	29,002	12,325
	日	—	185
	津	105,813	9,225
		—	828
計		4,249,951	7,756,818

出所)『日本金融史資料・明治大正編』第4巻637, 640ページ。

- 注) 1. 「三井組財産調査」(三井文庫所蔵史料 本499-5)では、貸附の内訳が、大元方2,506,700円、東京3,492,367円となっている点だけが違っている。
2. 洋銀は1ドル=1円として換算表示。

込まれるものが約一三〇万円もあり、両者合計の不良貸残高は約三五〇万円にのぼるのである。⁽⁸⁾ つぎに両表の間の相違として注目されるのは、下書きにおいては不良貸を資産勘定に計上したままでの差引純資産が四三万余円にすぎないのに対し、本報告ではそれが五四五万余円に達しており、不良貸全体を差し引いてもなお二〇〇万円近い純資産が残る計算になっていることである。この相違は、①本報告で大元方の貸借を内部の取引として除くさいに負債全部を除きながら資産の大部分は東京店勘定へ合体して残したこと、⁽⁹⁾ ②抵当品納メ高実価を計上するさいに、下書きにある地券・公債・所有物の評価を変更したこと、⁽¹⁰⁾ ③第一国立銀行株券一〇〇万円が貸付金(東京店)に含まれているにもかかわらず、⁽¹¹⁾ 抵当品の項目に再度計上した疑いがあること、などによって生じたものと考えられる。官金引上の猶予を懇願する大蔵

省向けの本報告では、不良貸を差し引いた上でも三井組の純資産が十分に存在することを示しておく必要があったのであろう。そうだとすれば、下書きに当る第2表の数値の方が、三井組の実態をより正確に反映していたことになるのであり、不良貸を差し引いたあとには、巨額の負債のみが残るという深刻な事態が存在したのである。⁽¹²⁾そこで、以下、いくつかの店舗について貸付の実態を検討したいが、第4表によって各店舗の規模をみておこう。⁽¹³⁾東京店が圧倒的な比重を占めており、続いて大坂・横浜・西京諸店の地位が高く、貸付面では神戸・宮城両店も上位にある。このうち古くからの歴史をもつために事情が複雑な西京店を便宜上除き、東京以下の五店舗について貸付の実態をやや立ち入って検討しよう。⁽¹⁴⁾

- (1) 『三井事業史』本篇第二卷一六五ページ。
- (2) 東京御用所「目録帳」(三井文庫所蔵史料 別二二四三)によれば、同所の貸付高(有金共)は、四七万余両(明治三年一月)、一〇七万余両(四年七月)、二六五万余両(五年一月)、四九四万余両(七年三月)と急増している。
- (3) 『三井両替店』四四一、四四四ページ。
- (4) 千田前掲論文一八ページ。
- (5) 「申一月の西十二月迄大元方総目録入払調書表」(三井文庫所蔵史料 続六五二三)。
- (6) 千田前掲論文第15表および第18表参照。なお横浜御用所についても「延金高六割功納」と記されているが実際はそうでないことは千田前掲論文第16表にも示されているごとくであり、配当・功納を差し引く前の利益は七万五五八七円にすぎない(横浜「目録」三井文庫所蔵史料 別二六〇一一、別二六〇一六、別二六〇一一)。
- (7) 店舗別内訳をみると、東京が一九七万余両と大部分を占め、残りは西京九万余両、横浜八万余両、大坂五万余両、神戸三万余両である。
- (8) 『三井事業史』本篇第二卷二〇〇ページに記されている滞貸金一四三万円(明治八年九月段階)というのは、「従前表ニ有

之塞金ヲ同積立金ヲ以悉皆償却」したあとに残る「貸附方ニ於而未タ判然ト貸ニ相成健ナルモノト見做シタル内ヨリ新規塞ニ可相成見込之分」であることが留意されねばならない。内容からみて、それは第3表では一三〇万円とされている分である（「新旧塞償却調并株金募方同償却之方法内規則」三井文庫所蔵史料 本一一二九）。

- (9) 大元方「二季総目録帳」（三井文庫所蔵史料 別二〇一五）によると、明治八年七月惣勘定入方に「一金貳百万円也 東京御用所貸附方ヲ請取、前々々三越江相廻し有之候分」、同出方に「一金貳百万円 東京御用所資本金渡ス 無利足」という項目がある。大元方による三越（呉服店）への古くからの投資を、三越を三井組から分離したさいに大元方↓東京御用所↓三越という形で三井組からの貸付金として第3表は扱ったのであろう。この金額にどこまで実際の根拠があるのかは不明である。

- (10) 官金抵当品の納入にさいして窮余の一策として「地所ノ價格ヲ上ゲタ」事実については、「松島吉十郎談話筆記」（『三井文庫論叢』第一六号、一九八二年）二八一—二八二ページ参照。なお、第3表には、抵当品以外の家作土蔵四〇万円が計上されている点も留意したい。

- (11) 後掲第6表をみよ。

- (12) 差引負債がいくらであるかを確定することは今のところ困難である。株券の二重計算は論外だとしても、大元方を含めた三井組全体の貸借をみるために大元方の数値を除いた点には額の当否はともかくそれなりの合理性もあり、注(8)のような計算はそうした手直しを前提とした内部処理を示すものであろう。それは、おそらく二二三万円余の「塞金」の償却後、積立金二二三万円が残るが、貸付方での「新規塞」一四三万円を埋めるには一二〇万円程どうしても足りないという状態だったのであり、三井組全体の差引負債は分離した呉服店への貸を前提とすれば結局それに近い額だったのかも知れない。後考を待ちたい。

- (13) 同じ史料によりつつ同様な表を千田前掲論文も載せているが（第20表）、明治七年のものと誤解している上、横浜官金預り二四〇、六五二元（十洋銀）を九四〇、六七九円（十洋銀）と誤読したのをはじめ多数の誤読があり使用に耐えない。千田氏は「数値のはっきりしない箇所があり、概数である」として原史料の集計値を大きく修正されたが、原史料の集計は正確である。また、杉山和雄氏も『三井両替店』四六四ページで同様な表を作成しつつ、「店舗別高と合計額が一致せず、厳密さを欠く」と記されているが、厳密さを欠いているのは杉山氏の史料の読み方のほうである。

(14) 各店舗の営業実態を全体として明らかにするために、為替取引や民間預金の動向を合わせて検討しなければならぬが、ここでは省略せざるをえない。

2 各店舗の貸付業務

(一) 東京店

東京店の貸付金については今のところ一八七五年(明治八)一二月末現在の調査しか見当たらないが、調査結果は第5表のごとくであり、合計額三四二万余円⁽¹⁾は、前掲第2表の東京店貸付金三四九万余円(同年六月末)に接続する数値と思われる。ここでの特徴は大口貸付が優位を占めていることであり、一万円以上の四〇件だけで全貸付額の九四パーセントに及んでいる。

そこで第6表によって一万元以上の大口貸付の内容をみると、第一国立銀行(①)や為替会社その他(④、⑦、⑩、⑫)への投資がかなりの額に達するとともに、三越(②)、⑨、⑩、⑪)や三井組関係(⑧、⑭、⑮、⑯)への融資、あるいは米穀取引用資金(⑬、⑲、⑳)といった三井関係の資金運用も多いことが判明する。諸商人で上位にある林留右衛門(③)は、もともと江戸の小間物問屋であったのが、三井の新治県為替方の下受を担当するうちに巨額の資金を流用したものであり、野呂・勝間田両名(⑤)も三井組静岡店担当の同地商人で、やはり借金が累積したため担当をはずされた上、三井組に訴えられている。⁽⁴⁾生粋の江戸商人の筆頭と目されてきた三谷三九郎(⑥)が油の思惑の失敗を契機に没落したことは周知のところであろう。このほか、永岡(⑳)や西村(㉑)など江戸東京の商人との取引は当然ながら多いが、同時に注目されるのは、新しい商品生産と流通の分野にも三井組の貸付がなされていることである。例えば副田欣一(㉒)は足尾銅山を経営し、⁽⁶⁾後藤象二郎の蓬萊社は高島炭鉱を経営していた。⁽⁷⁾若井・松尾(㉓)は貿易商社の先駆たる起

第5表 東京店貸付金(1875年末)

金額	A	B	C	計	金額（累計比）
1,000,000円以上	1			1	1,009,464円(29.5)
500,000 "					
200,000 "		1	1	2	820,173 (53.4)
100,000 "	1		2	3	399,655 (65.1)
50,000 "	3	3		6	400,721 (76.8)
30,000 "	4			4	166,025 (81.6)
20,000 "	8	2	2	12	280,355 (89.8)
10,000 "	5	5	2	12	151,592 (94.2)
5,000 "	12	4	1	17	102,965 (97.2)
1,000 "	24	3	2	29	
500 "	14	1	4	19	} 95,048 (100.0)
500円未満	37	11	11	59	
計	109	30	25	164	3,425,998 (100.0)

出所) 東京「貸金調」(別2303-2)。

注) 1. Aは回収見込(1,903,528円), Bは一部回収見込(701,548円, うち465,043円は「当分不足相建候見込」), Cは回収難(817,922円+洋3,000弗), 原史料では一, 二, 三という分類になっている。

立工商会社を設立しており、清水喜助⁽⁸⁾は三井組ハ
ウスをはじめとする近代建築を次々と手がけていた。⁽⁹⁾綿
間屋鹿島萬平⁽¹⁰⁾は鹿島紡績所を設立したため資金難
に陥り、北海道各地に漁場をもつ巨大漁業家栖原角兵衛
⁽¹¹⁾は帆船を建造・購入して海運業務を強化しつつあつ
た。このように、東京店は古いタイプの商人への融資を
行なうとともに、新しい分野を切り拓きつつある商人や
鉱工業者への融資も展開していたが、不良貸はその双方
の分野から発生していた。第5表に注記したようにBの
一部とCからなる不良貸の合計額は一三〇万円近くに達
し、東京店の貸付高の三分の一を上回る有様だったので
ある。

(二) 大 阪 店

大阪店の場合は前掲第4表と同じ一八七五年(明治八)
六月末現在の調査があるが、ここでは貸付方貸付には回
収見込のある貸付(A)のみが計上され、回収難のもの
(B)は無利足貸に分類⁽¹²⁾されているので、あわせて第7
表・第8表として掲げよう。大阪店の貸付は東京店のそ

第6表 東京店主要貸付先(1875年末)

貸出先	分類	金額(円)	貸出先	分類	金額(円)
① 第一国立銀行株金	A	1,009,464	⑳ 北岡文兵衛	A	25,000
② 三越元方	C	470,000	㉑ 辻金五郎	A	23,960
③ 林留右衛門	B	350,173	㉒ 西村七兵衛	A	23,000
④ 為換会社身元金	C	155,000	㉓ 若井兼三郎・松尾儀助	A	22,000
⑤ 野呂整太郎・勝間田清次郎	A	133,413	㉔ 愛知米残金	B	21,871
⑥ 三谷三九郎	C	111,242	㉕ 新瀉米残金	C	21,726
⑦ 為換会社	B	78,500	㉖ 資生堂	A	21,000
⑧ 松阪店	A	70,000	㉗ 東京商社身元金	C	20,000
⑨ 三越呉服店	A	69,800	㉘ 水町久兵衛	A	17,500
⑩ 東京・三陸両商社	B	65,021	㉙ 島田利兵衛	B	16,684
⑪ 三越呉服店	B	64,500	㉚ 西村七右衛門	A	15,000
⑫ 副田欣一	A	52,900	㉛ 中万字蔵外	C	14,813
⑬ 三陸米残金	A	47,453	㉜ 村井三四之助・丹羽正庸	B	13,000
⑭ 横浜店	A	45,000	㉝ 島田八郎左衛門	C	12,500
⑮ 大坂店	A	37,000	⑳ 国産方	A	11,200
⑯ 須田喜助	A	36,572	㉞ 浦屋吉五郎	B	10,895
⑰ 三越元方	A	25,907	㉟ 清水喜助	A	10,000
⑱ 近江屋正兵衛	B	25,892	㊱ 団尚静	A	10,000
㉒ 蓬萊社	A	25,000	㊲ 鹿島萬平	B	10,000
㉓ 永岡兵衛	A	25,000	㊳ 栖原角兵衛	B	10,000

出所) 前表と同じ。

第7表 大阪店貸付金(1875年6月末)

金額	貸付	無利貸	計	金額 (累計比)
100,000円以上	1		1	182,645円(32.2)
50,000 "	1		1	58,816 (42.6)
30,000 "	1	1	2	67,104 (54.5)
20,000 "	3	1	4	85,285 (69.5)
10,000 "	3	1	4	58,904 (79.9)
5,000 "	4	1	5	38,200 (86.7)
1,000 "	11	11	22	} 75,587 (100.0)
500 "	6	2	8	
500円未満	14	16	30	
計	44	33	77	566,541 (100.0)

出所) 大阪御用所「明治八歳亥一月ノ同六月迄 貸附金番抜」(別2331-1)。

注) 貸付合計451,893円, 無利貸合計114,648円。

れに比較して全体にやや小口であるとはいえ、一万円以上の一二件だけで全貸付額の八〇パーセントを占めている。

第8表は四〇〇〇円以上の貸付を個別表示したものであり、流石に商業都市大阪らしく諸商人や金融業者への貸付が多い。とりわけ巨額の貸付先である山本孫兵衛(①)は後述するように雑喉場魚市場の生魚問屋であり、長田(③)、⑦)と高木(⑥)、⑩)は古くからの両替商である。(⑬)山内(⑩)、中村(⑭)、鈴木(⑯)、日下(⑳)、鈴木(㉑)、石橋(㉒)は、それぞれの抵当品から各種商人であることがうかがえよう。商取引ルートについて注目しているのは、本表には含まれていない三文字屋稲村善兵衛(西京)三一五〇円、川北喜助(大阪)六四五円、大和屋由兵衛(同)一〇〇〇円で、いずれも「横浜荷為替品売払不足金」として回収難のグループに分類されている。(14)これは輸入品の荷為替代金の受払がでずに三井組により荷為替品が処分されたものであり、次にみる横浜店でも同じ商人名での貸付が累積している。この事實は、三井組横浜店―大阪店が貿易品の流通にかかわる商人為替の取扱を積極的に行なっていたことを示すとともに、欠損の生じにくいはずの荷為替取引からも滞貸が生まれることがあることを明らかにしている。

第8表 大阪店主要貸付先(1875年6月末)

貸 出 先	分 類	金 額 (円)	抵 当
① 山本孫兵衛	A	182,645	公債・地券
② 加藤祐一	A	58,816	秩禄証書
③ 長田作兵衛	B	37,104	諸道具類
④ 第一国立銀行	A	30,000	(定期預け)
⑤ 柴田嘉七	A	23,595	家禄証書
⑥ 高木善兵衛	A	21,300	秩禄前約定
⑦ 長田作五郎	B	20,294	藩債証
⑧ 開拓使用達中	A	20,096	秩禄証・地券
⑨ 為替会社身元金	B	17,977	
⑩ 山内宗助	A	16,851	地券・生蠟
⑪ 高木半	A	12,076	地券・貸付証
⑫ 鉄道寮	A	洋 12,000	
⑬ 光村弥兵衛	A	9,000	蒸気船
⑭ 中村幸造	A	8,500	公債・米
⑮ 薩州〔島津〕	B	8,100	公債
⑯ 鈴木又兵衛	A	6,600	地券・建家〔酒〕
⑰ 松阪店	A	6,000	
⑱ 木村祐七外二人	B	4,980	地券
⑲ 津田休兵衛	A	4,840	地券
⑳ 橋本常栄	A	4,770	地券・秩禄前約定
㉑ 小森桑太郎	A	4,700	公債
㉒ 日下萬兵衛	A	4,700	地券〔砂糖・半紙〕
㉓ 鈴木久兵衛	A	4,300	酒
㉔ 石橋新太郎外二人	B	4,000	米搗器械〔酒〕

出所) 前表に同じ。

注) 1. A=「貸付」, B=「無利貸」。

2. 抵当〔 〕は1875年8月調(「大阪所轄調書」別2373)。

つぎに大阪店貸付高合計の三分の一を独り占めしている山本孫兵衛(①)の場合について検討しよう。山本が属していた雑喉場魚市場は堂島米市場や天満青物市場と並ぶ大阪三大市場の一つであり、一七七二年(安永元)以来の株仲間が支配していたが、一八七一年(明治四)に株仲間は解散された。その後七三年から魚問屋の再組織が進みはじめるが、旧来のごとき市場の独占はもはやありえず市場外における新興商人の取引が活発化し、大阪市場全体が沈滞するなかで雑喉場旧特権商人は市場の「衰微」を嘆いていた。山本孫兵衛は同じ雑喉場魚問屋の長尾藤次郎らと共謀して「大坂雑喉場生魚荷受問屋中総代ト偽リ」、一八七四年(明治七)五月以降、大阪三井組から巨額の借入を繰返し行ない、自己の損失補填に充てるとともに市内魚仲買・小売と瀬戸内海方面等の魚荷主への前貸金に利用したのである。(17) 山本らのかかる動きは、もともと新らしい流通機構を作り出す試みとはいえず、結局三井組は巨額の貸倒れを生むこととなる。(18) このように大阪店の滞貸には、没落しつつある旧タイプの商人に引き込まれた形で生じたものも多分に含まれていたのであり、回収難を見込まれる額は、七五年六月末当時のそれよりもさらに増加していった。

(三) 横 浜 店

横浜店における貸付の特徴は、引取商ないし売込商に対する商品抵当貸が多いことである。荷為替取引も行なわれたようであるが、その場合に生ずる滞貸は大阪などの取立地(輸入品)や後述する宮城などの取組地(輸出品)において計上されたようである。第9表によれば、ここでも滞貸が過去においてのみならずまさにこの時期を通じて発生しつつあることが判明しよう。すなわち、杉山和雄氏が分析された一八七二年(明治五)當時には順調な取引振りを示していた辻屋(②)、石川屋(③)、山城屋(④)、桔梗屋(⑤)、近江屋(⑥)などの引取商は、一八七四年にはいずれも破綻して抵当品が流品と化しており、未だ閉店こそ免れているとはいえず伊勢屋(⑦)、三文字屋(⑧)、大和屋(⑨)なども営業不振に陥っているのである。(21) こうして一八七五年(明治八)六月末には、流品持高は一万六一九五円と貸付金合計の三〇パーセ

第9表 横浜店の貸付金と抵当品

貸 出 先	明治5年4月末	1873年6月末	1874年12月末	1875年6月末
① 横浜為替会社 ¹⁾	20,000兩 差加金	20,000円	20,000円 第二株券	20,000円 第二株券
② 辻屋祐三郎	19,800 沓・シャツ	101,149 象皮・帽子	81,210 [流品]	66,455 [流品]
③ 仲屋豊次郎	17,200 唐糸	3,000 地券	3,500 地所	1,000 地券
④ 西村七兵衛	15,000 地所	—	—	—
⑤ 東京呉服店・糸店	14,000 証書	10,000 証書	10,000 証書	10,000 証書
⑥ 岡本鉄之助	13,000 地所	1,000 地券	1,000 (年賦)	1,000 (年賦)
⑦ 小松屋平兵衛	10,400 生糸	400 生糸	—	—
⑧ 清水喜助	10,000 地所	—	1,000 御下金	550 証書
⑨ 石川屋伊兵衛	6,545 象牙	12,275 象皮	10,483 [流品]	8,588 [流品]
⑩ 山城屋和助	6,000 石炭油	—	27,895 [流品]	27,895 [流品]
⑪ 桔梗屋英次郎	5,600 ²⁾ 象皮	21,616 象皮・傘	7,999 [流品]	7,416 [流品]
⑫ 門屋幸之助	5,100 地所	—	—	—
⑬ 若林弥兵衛	4,380 地所	—	—	—
⑭ 伊藤伊惣次	4,300 地所	5,507 地券	—	—
⑮ 伊勢屋梅吉	3,160 長沓	28,385 頭巾・襷	25,375 頭巾・沓	24,807 頭巾・沓
⑯ 金子寅吉	—	17,000 地券	21,936 証書	21,715 地所
⑰ 両替店	—	11,000	—	—
⑱ 上原四郎左衛門	—	10,000 地券	5,000 地所	—
⑲ 近江屋栄助	780 シャツ	9,370 ミシン	8,919 [流品]	7,269 [流品]
⑳ 三文字屋善兵衛	—	6,500 頭巾	6,873 頭巾	6,856 頭巾

②① 金子平兵衛	—	5,000 証書	—	—
②② 塚本鍊三郎	1,550 ガラス板	4,675 ガラス板	3,687 ガラス板	2,992 ガラス
②③ 安達重助	—	4,500 地券	—	—
②④ 神崎三郎兵衛	—	4,160 石炭油	—	—
②⑤ 藤掛与左衛門	—	4,050 メリヤス	—	—
②⑥ 橋本弁蔵	—	4,000 地券	—	—
②⑦ 本山吉兵衛	—	4,000 地券	—	—
②⑧ 原善三郎	—	4,000	—	—
②⑨ 三越店	—	—	87,900	97,300 証書
③⑩ 新聞会社	—	—	7,950 西洋紙	5,675 西洋紙
③⑪ 大和屋由兵衛	—	—	4,744 台付ランプ	3,817 頭巾
③⑫ 今村清之助	—	—	—	24,000 秩禄公債
③⑬ 駒木根奥作	—	—	—	8,500 秩禄公債
小 計	156,815 (83.6)	291,587 (78.3)	335,471 (87.4)	345,835 (89.9)
貸 附 金 合 計	187,507 (100.0)	372,585 (100.0)	383,953 (100.0)	384,502 (100.0)
別 滞 金	122,407	98,445	81,877	82,652

出所) 横浜「貸附金書抜」他(別2601-3, 5, 6, 8, 別2602-3, 4, 7, 8)。

注)

- 1) 1875年6月は第二国立銀行。
- 2) のうち1,550円桔梗屋秀次郎名義。
- 3) 4,000円以上の分だけ個別表示した。
- 4) 別滞金(5年4月末)の内訳は、明治3年12月大五郎・長次郎60,000両(→唐物売払33,318両), 4年11月中沢屋五兵衛54,000両(→林木売払51,319両), 3年12月伊勢屋芳兵衛3,000両+800弗その他である。

ントに達したのである。⁽²²⁾

(四) 神戸店

神戸店は横浜店に較べて開港時期が遅れたため一八七五年(明治八)当時の輸出入高は横浜店のその四分の一度にすぎなかった。第10表・第11表に示した三井組神戸店の貸付額は、その割には多いということもできるが、引取商や売込商と思われる者への貸付残高は三越売込店(④)や益田(⑦)などごく一部にすぎない。小野組や為替会社への融資が多いのはそれと裏腹の関係にあるといえよう。為替会社からの貸付先(⑧、⑩、⑬)は、神戸港・市街地の造成工事の関係者が多かったようである。米会所旧頭取の田村(⑫)や海運業者光村(⑪)、陸海軍御用達・回漕業者専崎(⑭)の名前も見え、全体として横浜店とはかなり異質の貸付先構成となっている。神戸店においても滞貸の発生が続いており、七五年六月末に関する調査は、それまで一七万四三七〇円の貸付金合計のうち滞貸が三万八四八円とされていたのを再検討した結果、第10表に示したように回収難の部分(Bの一部とC)がきわめて多いという評価を下さざるをえなかったのである。

(五) 宮城店

最後に京浜・阪神以外の地方店として宮城店の場合を第12表によってみよう。ここでは各区戸長保証による士族貸金が最大の比重を占めているが、「返納ノ儀ハ月々資金御下ケ渡度毎ニ於県庁ニ受取候順序本年十二月限り相違ナク皆済ノ見込」と記されており、やや特殊な性格のものと思われる。注目すべきはむしろiii貸金延滞之部に含まれている部分である。斎藤義一郎外七名(①)に対する貸付は、一八七四年九月中に「蚕業資本金差支」につき二口計三三二二〇円を一か月の期限で貸付けたところ「商業手違」のため三〇〇円しか返納されずに滞貸となったものであり、菅克復外一名(③)への貸付は、「七年五月中元締江相届ケ候通於県庁ニ士族引立之為メ無抛依頼機場取立当時六拾弍機有之統業致

銀行創設前後の三井組（石井）

第10表 神戸店貸付金(1875年6月末)

金額	A	B	C	計	金額 (累計比)
20,000円以上		1		1	28,000円 (16.1)
10,000 "	2	1	2	5	58,165 (49.4)
5,000 "		5	3	8	54,581 (80.7)
1,000 "		7	7	14	32,421 (99.3)
500 "		1		1	800 (99.8)
500円未満	2			2	403 (100.0)
計	4	15	12	31	174,370 (100.0)

出所) 神戸店「貸附金之調」(別2300-14)。

注) 1. Aは回収見込(22,903円), Bは一部回収見込(90,646円), Cは回収難(57,572円+洋3,250円), 原史料はそれぞれい印, ろ印, は印となっている。

第11表 神戸店主要貸付先(1875年6月末)

貸出先	分類	金額(円)	抵当
① 小野組	B	28,000	
② 田村碓七	B	12,960	新公債・地券
③ 中西宗助	A	12,500	新公債
④ 三越売込店	C	11,375	
⑤ 小原安之介	C	11,330	
⑥ 兵庫県令・参事	A	10,000	
⑦ 益田正助	C	9,120	綿島羅紗
⑧ 川越七郎右衛門*	B	8,780	地券
⑨ 中西宗助	C	7,950	
⑩ 関戸春雄*	B	6,643	地券
⑪ 光村弥兵衛	B	6,000	蒸気船
⑫ 西京三越糸店	C	6,000	地券(神戸)
⑬ 三井・小野為替方	B	5,088	
⑭ 専崎弥五平	B	5,000	地券
⑮ 中西武助	C	4,860	
⑯ 生島四郎左衛門*	B	4,800	地券

出所) 前表と同じ。

注) 1. *は「旧為替会社貸金四万円も返済之内へ 解社=付無引受候分」とある。

第12表 宮城店貸付金(1875年8月10日調)

分類	金額(円)	備考
i 貸金之部	5,851	28口
ii 士族貸金之部	59,126	585名 県庁經由にて返済
iii 貸金延滞之部	22,641	蚕業資本金, 地所建家抵当 無抵当 機屋・機道具・唐糸抵当 書上文左衛門引請 一ノ関鉄売捌所
① 齋藤義一郎他	3,682	
② 齋藤利蔵他	850	
③ 菅克復他	1,857	
④ 鈴木正三郎	1,151	
⑤ 中村憲時	1,980	
⑥ 書上林二	11,803	
⑦ 阿部幸吉他	1,318	
計	87,618	

出所)「宮城店貸金并=不動産調査」(別2300-21)。

候」と報告されているごとく、機業場への融資であった。さらに書上林二外一名(⑥)に対する多額の滞貸は、一八七四年七月に横浜向生糸の荷為替一万七三〇〇円を日歩五銭で取り組んだものが、糸価下落のため滞貸となったもので、連帯保証人は桐生の有力織物買継商書上文左衛門であった。⁽²⁷⁾このように宮城店の融資対象には、貿易につながる新しい生産・流通の担当者が含まれていたが、その多くは一八七三年世界恐慌と七四年の国内不況の影響で挫折し、滞貸が発生したのであった。

(六) まとめ

以上の検討から明らかなように、一八七五年当時の三井組各店舗はいずれも滞貸を増加させつつあり、そうした滞貸は山本孫兵衛の事例(大阪)に代表される古い商品流通とのかかわりで生ずるとともに、貿易に関連する新しい商品生産と流通の分野とのかかわりでも生じつつあった。発生しつつある資本関係はなお幼弱で不安定さを免れず、一八七三年の世界恐慌と七四年末の小野組破綻↓金融逼迫の波の中で動揺を免れなかった。内務省段階の新たな殖産興業の展開と世界的な銀価低落に支えられた地方産業の興隆はまさにこの頃から生ずるのであるが、⁽²⁸⁾そうした動きに三井組の活動が十分に乗

る直前の状況をここに看取することができるといつてよい。

もっとも、多額の滞貸の発生はたんに貸付対象の不安定性にのみ基因するのではなく、三井組の貸付態度にも大きな原因があったことを見落とすべきではなからう。すなわち当時東京店にあって三野村利左衛門に重用されていた高野栄二郎の回顧するところによれば、「金がフンダンにあるものだから無理に貸付けた。其貸が固定していけなくなったのです。……少い時に貸す金は、貸すにも余程抵当から何から念を入れるけれども、此方に充分金があるから、抵当も何もあまり念を入れない、どうか借りてくれぬかと云ふやうな訳だ。……そこで貸倒れが多くなった」という状態⁽²⁹⁾で、かなり放漫な資金運用が行なわれていたのである。

このように三井組の経営状態は決して「順調」で「着実」なものとはいえず、かりに抵当増額令がなかったとしても、早晚大々的な整理を必要とする状態に陥りつつあったといわねばならない⁽³⁰⁾。抵当増額令を契機とする三井組の度重なる危機は、そうした状態とのかかりにおいて理解されるべきであらう。

- (1) 第5表の合計額三四二万二九八円プラス洋銀三〇〇〇ドルは、一八七五年末現在の三井組総精算書中の各店別データ(三井文庫所蔵史料 別一五八六一—四)に記されている東京店の利付貸三四二万二九八円プラス二万三三〇〇〇ドルに照応する(ほかに無利足貸七六万非があるが、これは多分大元方への貸と思われる)。
- (2) 東京商社・三陸商社については、岩崎宏之「明治維新期の東京における商人資本の動向——東京商社を中心にして——」(西山松之助編『江戸町人の研究』第一巻、吉川弘文館、一九七二年、所収)参照。
- (3) 「高野栄二郎談話速記・明治四五年四月—九日」(三井文庫所蔵未整理史料)。
- (4) 「勝間田清次郎退身ニ付誓約証文」「勝間田清次郎負債調査」(三井文庫所蔵史料 別二三二四—一七・一八)。
- (5) 鴻池屋永岡儀兵衛は両替商、丸屋西村七右衛門は米油問屋である(岩崎前掲論文)。

- (6) 長崎県士族副田欣一は、一八七三年に横浜町平民野田彦蔵から足尾銅山を譲り受け七七年末に古河市兵衛へ売却している(『古河市兵衛翁伝』一九二六年、九七ページ)。
- (7) 石井寛治『近代日本とイギリス資本』(東京大学出版会より近刊)第三章「高島炭鉱投資の挫折」参照。
- (8) 瀬川光行編『商海英傑伝』一八九三年、もノ一五—二六ページ「松尾儀助君」を参照せよ。
- (9) 「明治七年(一八七四)九月には相生町及び住吉町の土地約八五〇坪を担保として一万円を三井組から借用しているのである。この時代は二代喜助の最も忙しかった時代で、工事の資金に借用されたことと想像される」(『清水建設百五十年』一九五三年、四八ページ)。
- (10) 「貸金調」には「王子糸操器械、七千五百円不足」とある。
- (11) 田中修「場所請負制度の解体と三井物産——栖原家の場合を中心として——」(北海学園大学経済学会『経済論集』第八号、一九五九年)参照。
- (12) 「無利足貸」には他に大阪店の別口二万六七五〇円、東京店洋二万三三〇九ドル、西京店一三万六三六四円、大津店三万二九四円、松坂店一〇円がある(三井文庫所蔵史料 本四九一—五)。
- (13) 長田作兵衛・作五郎家の活動・没落については、千田稔「藩債処分と商人資本——長田家の場合——」(『経営史学』第一五巻第一号、一九八〇年)参照。
- (14) 「明治八年八月 大阪所轄調査」(三井文庫所蔵史料 別二三七三)。川北喜助の差出した「並合証文之事」(明治六年七月)には、一七〇〇円を「家事要用ニ付所持之羊毛綿三百六拾六反、島羅沙拾反、金モール四拾四箱、銀モール五拾三箱、金紐拾八箱、指金ミナコロスマ六箇並合ニ相渡置借用申所実正也」と記されていたが、「昨七年七月以来抵当不残売払、本人行方不明、証人同業閉店」となった。
- (15) 『雑喉場魚市場沿革史』(大阪水産流通史研究会復刻、一九六八年)九ページ。
- (16) 「明治十五年六月五日、財産藏匿之告訴状、三井銀行大阪分店支配人花輪正模」(三井文庫所蔵史料 統三三三)より引用。前掲『雑喉場魚市場沿革史』によれば、一八七四年一月に魚問屋仲間組合が組織されたときに選出された取締役員は、真市右衛門・岸森平五郎・和田政右衛門・高橋熊治郎の四名であり、山本らが入っておらず、また一八八〇年当時の役員六名にも山本らは入っていない点からみて、山本・長尾らは魚問屋グループ内では少数派ないし傍流にすぎなかったのではないかと推察される。

と思われる。

(17) この点は仲買・小売から山本・長尾らへあてた借用証文（三井文庫所蔵史料 統八五、統八七）から明らかであり、また、「十一年十月三十一日、客方仕入貸金調・長尾藤治郎」（同 統八六―一四）なる史料には、長尾が瀬戸内海沿岸から土佐・阿波・紀伊・志摩の魚荷主に一八〇口・五八二三円の貸金を残していたことが記録されている。

(18) 一八七五年八月の調査では、山本孫兵衛借（長尾藤次郎・植邑万次郎受人）の六万四六九五円（新公債抵当、年利一割二分）は回収見込の印とされ、山本ら一名連名の借金二万五〇〇〇円（および利子滞高一万五〇〇〇円、地券・貸金証文抵当、年利一割六分八厘）が回収難のは印とされた（前掲「大阪所轄調書」）。だが、その後も回収は捗らなかつたばかりか、一八七七年（明治一〇）にはついに刑事事件に発展した（前掲「財産蔵匿之告訴状」）。

(19) 『三井両替店』四四六ページ。

(20) 明治五年一月二十九日に陸軍省内で自殺した山城屋和助の流品については、「山城屋和助が外国カラ「ダイヤモンド」ヲ沢山持テ来テ、貸付ノ方デ二万円許リ貸シタコトガアリマス、アトデ流レテ困リマシタ」という証言がある（松島吉十郎談話筆記『三井文庫論叢』第一六号、一九八二年、二九七ページ）。

(21) 伊勢屋梅吉については、「明治八年第八月、横浜貸付金調書」（三井文庫所蔵史料 別二三〇〇―一八）の中に、横浜弁天通四丁目伊勢屋梅吉・捨次郎・多助・定吉と東京通式丁目の伊勢屋鉄蔵から三井組支配人へあてた明治七年一月付の「入置申一札之事」があり、それには「私共本家伊勢屋梅吉ノ動産不動産引当金三万九千七百三拾円拜借罷在候処昨酉年中より追々下落多分損毛ニ而不如意ニ罷成無拠御願申入候処格別之御勘弁ヲ以左之通御聞濟被下置難在奉存候」として、引当品売却により毎月一〇〇円ずつ返済する旨記されている。

(22) 流品の処分による損失については、同年八月末現在で一〇万円台と予想されており、追々回収しても結局七万円弱の損失となるという（前掲「横浜貸付金調書」）。

(23) 赤松啓介『神戸財界開拓者伝』（太陽出版、一九八〇年）五一―五二ページ参照。なお、前掲『小野組の研究』第四巻五五―一ページによると、川越七郎右衛門は加賀藩の加賀商会をこの神戸で経営していたことがあるという。

(24) 田村碓七への貸付は一八七四年五月に二万円を月八朱で貸し付けたものの残りで、「米会所事件ト申売買差違一件公裁相済不申旨ニ御座候、万一米会所頭取中不理之裁決ニ相成候ヘゞ元金取立方難出来哉ト奉存候」と報告されている。

(25) 光村弥兵衛(一八二七—一八九一)は周防国の農家に生れ、江戸で商業に従事した後、開港直後の神戸へ乗り込んで引取商となり、やがて海運業者として大をなしたといわれる(梅原忠造編『帝國実業家立志編』一八九一年、二八四—二九七ページ)。神戸店での貸出は大阪店と組合だと記されており、抵当はいずれも蒸汽船光運丸であった。

(26) 専崎弥五郎(一八三〇—一九〇一)については、前掲『神戸財界開拓者伝』三四八—三五七ページ参照。

(27) この当時の書上文左衛門家については、林玲子氏が、明治六年一万二三七五両、同七年二万八九七一両の特別損失を生じ、「明治七年八月にそれまでの不良債権を整理し、菊池長四郎家の者の立会のもとで「大変革」を行ない、特別の店卸清算をする事態になっている」(山口和雄編著『日本産業金融史研究・織物金融篇』東京大学出版会、一九七四年、四〇一ページ)と指摘されている。おそらく特別清算を余儀なくされた一つの要因は、ここにみた書上林二の借金保証にあったのであろう。

(28) 石井寛治・関口尚志編『世界市場と幕末開港』東京大学出版会、一九八二年、二六一—二六二ページ。

(29) 前掲「高野栄二郎談話速記」六一—六二ページ。

(30) 岩崎宏之氏は、一八七四年九月頃の三井組について、「三井組は、第一国立銀行創立問題の紛糾によって動揺はしたが、この時期に破産につながるほどに経営が悪化していたわけではない」(『三井事業史』本篇第二巻、一七九ページ)と述べており、千田・杉山両氏に通ずる理解を示しておられるが、かかる理解は疑問である。

三 危機とその克服

1 官金抵当の調達

一八七四年(明治七)一〇月二二日にいわゆる抵当増額令が出され、「預ケ金相当之質物取置」ことと定められたときの三井組の官金預り極度必要抵当額はどれ位だったのであろうか。この点につき岩崎宏之氏は、同年一二月四日現在のそれが二六二万円であったことを実証された。⁽³⁾だが、この時点では小野組がすでに破綻しており、三井組の預り金の

銀行創設前後の三井組（石井）

第13表 官金預り極度と抵当額

(単位：円)

省使・府県	明治7.3.19 預り極度	7.11.20 抵当	7.11.30 抵当	7.12.4 抵当
正宮院		10,000*	—	—
宮内省		10,000*	20,000	20,000
工部省		300,000	300,000	300,000
文部省		108,000	108,000	108,000
外務省		100,000	50,000	50,000
陸軍省		175,000*	300,000	350,000
海軍省		—	100,000	100,000
開拓使		100,000	100,000	100,000
博覧會事務局		10,000	10,000	10,000
兵部省		35,000	35,000	36,000
東京府		25,000	25,000	25,000
京城		10,000	10,000	10,000
大阪府		10,000	10,000	10,000
大坂		20,000*	直 40,000	(40,000)
大神		35,000	39,000	39,000
大阪府		5,000*	直 10,000	(10,000)
京都府		3,000	直 3,000	(3,000)
小計		956,000	1,160,000	1,211,000
東神奈川府	60,000	39,000	39,000	39,000
愛知	100,000	100,000	100,000	100,000
新潟	80,000	80,000*	150,000	150,000
山梨	60,000	60,000	60,000	60,000
和歌山	100,000	130,000	130,000	130,000
新治	60,000	60,000	60,000	60,000
岐阜	60,000	60,000	60,000	60,000
三宮	45,000	60,000	60,000	60,000
山度	45,000	45,000	45,000	45,000
静水	45,000	45,000	45,000	45,000
敦賀	30,000	30,000	30,000	30,000
大阪府	20,000	20,000	20,000	20,000
大京	45,000	75,000*	直 150,000	(150,000)
兵庫	150,000	150,000	直 150,000	(150,000)
滋賀	—	50,000*	直 100,000	(100,000)
	—	30,000*	60,000	60,000
小計	1,050,000	1,184,000	1,409,000	1,409,000
合計		2,140,000	2,569,000	2,620,000

出所) 三井組「府県出納為換御用願何留」(本651)、「諸省察願何留」(本649)。

注) 1. *印は小野組と共同のうち三井組分。

2. 直は大蔵省でなく直接当該官庁へ提出したもの。()は11月30日と変化ないとみなした推定。

なかには旧小野組担当分を譲り受けた部分が増加していたことなどが留意されるべきであらう。そこで第13表によつて小野組破綻の影響が現われる前の一月二〇日(ちょうど小野組閉店の日)段階における三井組の必要抵当額をみると、二、四万円であることが判明する。⁽³⁾ 抵当増額令が出されたときの預り金極度必要抵当額もおそらくその程度だったものと考えてよからう。

この額は小野組や第一国立銀行の預り額に較べてかなり小さい。小野組の場合は破綻時の「官庁預」が五二三万余円にのぼつており三井組をはるかにしのぐ勢いであつた。⁽⁴⁾ 第一国立銀行は第14表に示したように一八七四年六月末から同年一月中旬にかけて官公預金残高が激減しているため、抵当増額令が出された時点での官金預り高がいくらであつたか正確には分らぬが、一〇月中平均でなお五〇〇万円近くを残しており、三井組のそれを大きく上回つていた。このような三井組の地位は、第一国立銀行の設立によつて大蔵省が替方の地位を奪われたことと、府県が替方への進出の点で小野組に遅れをとつたことに主として基くものであつた。⁽⁵⁾ 例えば三井組横浜御用所の「大蔵省出納寮御預り」は一八七三年六月末には約一四三万円プラス洋銀約七〇万ドルという額に達していたのに、同年一二月末には洋銀一七万ドルだけとなり、翌年には皆無となるが、⁽⁶⁾ 減少分はそのまま第一国立銀行横浜出店が預るようになったのである。

ところで、三井組の官金預り高は、官金抵当増額令が出てから逆に大きく増加してゆく点に特徴がある。一八七四年末にかけての増加は第13表にみたとおりであるが、前掲第3表によれば翌七五年六月末の官金預り高は約四二五万円となり、三井組は約四二七万円相当の抵当品を納入しているのである。この場合、陸軍省・工部省・開拓使の官金七二万円などを便宜上「一時預り」⁽⁷⁾「当座預り」へ繰り入れてある点を考慮すれば、実際の官金預りは優に五〇〇万円台に達している。⁽⁸⁾ この時の抵当品の実態は不明の点が多いが、⁽⁹⁾ 七五年一二月末現在の官金預り高約四四八万円に対応する抵当品約四五六万円の内訳はいちおう判明するので第15表として掲げておいた。各種公債が全体のほぼ半分を占め、残りの

銀行創設前後の三井組（石井）

第14表 第一国立銀行の預金構成

期・店舗		官公預金	民間預金	合計
一八七三年下期	東京本店	3,203,093円	2,835,441円	6,038,534円
	大阪出店	1,548,916	10,417	1,559,333
	横浜出店	1,440,169	3,506	1,443,675
	神戸出店	72,318	—	72,318
	計	6,264,495	2,849,365	9,113,860
一八七四年上期	東京本店	5,816,063	2,036,333	7,852,396
	大阪出店	1,528,666	186,155	1,714,821
	横浜出店	320,684	79,500	400,184
	神戸出店	14,609	—	14,609
	計	7,680,022	2,301,989	9,982,011
一八七四年下期	9月平均	5,404,642	…	…
	10月 "	4,832,926	…	…
	11月 "	3,531,976	…	…
	12月 "	2,098,976	…	…
	12月31日	2,826,135	3,123,538	5,949,673
1875年上期		3,798,592	1,602,345	5,400,937
75年下期		2,607,613	1,148,729	3,756,342
76年上期		1,590,844	1,780,742	3,371,586
76年下期		416,866	1,658,819	2,075,685

出所) 計は加藤俊彦「第一国立銀行」(加藤・大内編『国立銀行の研究』1963年)36～37ページによる。店舗別内訳の73年下期・74年上期は『日本金融史資料・明治大正編』第3巻付録,74年下期は同行「半季実際報告」(三井文庫所蔵史料 本716-13,14)による。

- 注) 1. 官公預金の範囲は加藤論文によるが,1874年下期については「官省札及損札引替元」(期末28,325円)をここには含んでいない。
2. 一はゼロ, …は不明。

第15表 三井組より納入抵当額(1876年1月調)

(単位：円)

店 舗 ・ 納 入 先	秩禄公債	新 公 債	旧 公 債	地 券	土蔵家作	貸付証文	(実価計)	
東 京 {	大蔵省	194,425	(484,960) 692,800	(263,800) 1,055,200	621,463	50,000	1,000,000	2,614,648
	その他10カ所	389,775	(312,943) 492,775	(64,881) 259,525				
大 阪 ・ 6 カ 所	63,175	(30,468) 43,525		178,088	72,304	30,143	374,178	
西 京 ・ 3 カ 所	94,725	(64,803) 92,575	(28,800) 115,200	55,921		113,502	357,751	
名 古 屋 ・ 2 カ 所	19,000	(16,153) 23,075					35,153	
横 浜 ・ 3 カ 所	48,625	(35,770) 51,100	(1,100) 4,400	52,707	7,825	11,548	157,575	
合 計	809,725	(945,095) 1,395,850	(358,581) 1,434,325	908,179	180,129	1,355,193	4,556,902	

出所 「三井銀行創立之際書類」(別1586)。

- 注) 1. 原史料には明治9年1月抵当高金450万7621円726とあるが再集計した。
2. () は実価である。

半分を地券と株券で折半していることが確認できる。⁽¹⁰⁾

かかる多額の抵当を三井組がどのように調達したか、とりわけそのために必要な資金源をどこに求めたか、ということが本稿において究明されるべき中心課題である。そのさい、あらかじめ留意しておく必要があるのは、一八七五年（明治八）に入って官金預り高が激増するときの抵当品の調達は、手続き等の煩雑さはともかく資金源についてはあまり問題がなかったという点である。何故ならば、官金預りが増加する場合には、その増加資金を貸出面に用いたりせずに必要な抵当品の購入に使えばよかったからである。

それ故、ここでの検討は、一八七四年（明治七）中の事態に焦点を絞りたいと思うが、まず注目したいのは、同年二月二〇日の大蔵省達第十五号により官金抵当が三分の一と確定されたことに対して、三井組がどのように対応したかという点である。三井組は三月一九日になって前掲第13表のような「各御府県御預り金極度」を定めたいと大蔵省へ上申しているが、実際の抵当品納入はかなり手間取ったようである。例えば、中央官庁でもっとも多額の官金を預っている工部省に対しては六月になって次のごとき願書を提出している。⁽¹¹⁾

以書付奉申上候

一御省御用金出納相動候ニ付身元証拠金高拾五万円ニ充ル為抵当品公債証書可納之処当今利足御下渡等ニ而延引仕候ニ付当分仮ニ東京地券百式拾通納置度奉存候也

明治七年六月

三井組

名代

(朱書)

(朱書)

(朱書)

(朱書)

高野 栄二郎

三野村 利助

この場合は公債の代りに地券を一時的な抵当に認めてもらったわけであるが、次の蕃地事務局との取決めは、抵当そのものを不要とするための苦肉の策であつた。⁽¹³⁾

別紙証書

一金拾貳万五千円也

右者御局御預り金之内ヲ以当九月〇十一月中三ヶ月之間別途御預り金と見做し月八朱之利足上納可仕御約定奉申上候ニ相違無御座候仍而後証如斯御座候也

明治七年九月六日

三井組 印

名代 三野村 利助 印

蕃地事務御局

無利子を原則とする官金預りの一部を、利子を支払うことにより官金預りから除外するこの方式は、おそらく次の抵当増額令の場合にはより盛んに用いられたものと推察されるが、そこには自ずと限界があつたであらう。⁽¹⁴⁾

以上の検討から明らかとなるのは、当時の三井組にとっては、三分の一の抵当を差し出すことすら決して容易なことではなかつたという事実である。三井組にとっての第一の危機は、すでに一八七四年（明治七）二月段階で始まつた、といわなければならぬ。もっとも、この時は抵当を差し出す期限が明示されていなかったため、交渉次第で危機の到来

を繰り延べてゆく余地が残されていた。一月二日までに三井組は新公債六六万六七五〇円と旧公債六六万六五〇〇円を東京において納入済であったが、これは九月一八日の大蔵省達第九五号の実価換算率（額面一〇〇円を新公債五〇円、旧公債一五円とする）によると実価合計四三万三三五〇円にしかならず、当時の官金預り高の三分の一にはかなり不足していた⁽¹⁵⁾、納入時の新旧公債のうち五〇万円（券面額）は工部省へ納めておいた前述の地券一五万円分と差し換えるため一月一二日になって漸く納入したのであった⁽¹⁶⁾。

三分の一の抵当すらなかなか納入できなかった三井組にとって、一〇月二日の抵当増額令がきわめて実行困難な要求であったことは改めて言うまでもないであろう⁽¹⁷⁾。この第二の危機に直面したときの三井組の経営状態が従来の諸指摘と異なり非常に悪化していたことはすでに明らかにしたとおりである。ところが、三井組は期限とされた一月二五日までに必要な抵当品を納入することができたのであった。その場合、小野組破綻の直後に従来は抵当として認めなかったはずの第一国立銀行株券一〇〇万円を抵当として認める措置がとられるなど、政府の優遇措置が三井組を救った面があることは事実である。しかし、それを除いても一六二万円に及ぶ公債・地券を調達することがどうして可能であったかは依然として大きな謎であるといわなければならない。

この問題は三井組の諸帳簿とりわけ東京店の諸帳簿の分析を通じて解明されるべきであるが、当時の帳簿類の残存状態は必ずしも十分でなく、今のところそうした分析を正面から試みる余裕もない⁽¹⁸⁾。しかし、一八七四年（明治七）一二月末現在の横浜店「惣目録」⁽¹⁹⁾には、横浜店を介して東京店へきわめて多額の資金が送られた事実が記されている。すなわち「金洋貸之部」合計六八万余円・洋銀七八万余ドルのなかに、「洋銀七拾五万弗 ツチ口東京店貸」という項目があり、他方「金洋預り之部」合計金九四万余円・洋銀七万余ドルのなかの「別口預金」に次のような記載が含まれているのである⁽²⁰⁾。

金貳拾五万円	ツチ方預り	年九歩
洋銀六拾五万弗	右同断預り	同
金拾壹万円	ツチ口東京別預り	年九歩

この「ツチ方」とはいったい何のことであろうか。「物目録」にはそれ以上の説明はなく、また翌七五年六月の横浜店「目録精算書」⁽²²⁾にもほぼ同額の記載があるが、相変らず「ツチ方」・「ツチ印」という暗号が用いられており、同時点の「三井組財産調査」(前掲第2表・第4表参照)では、横浜店の扱いはなく東京店の勘定に直接含まれているようである。⁽²²⁾ところで、この「財産調査」の末尾に付いている朱筆のメモ書の終りには、「土印預りヲ大元方別預リト改メル尤表面而Eヲ直ス」という文言がある。これの意味するところは必ずしも明確でないが、このメモ書きは先の「ツチ印」の暗号を解く鍵を与えているといつてよい。すなわち、「ツチ印」とは「土印」のことであり、「土」という文字は「十一」と読むことができるのである。横浜で「十一」ということになれば「居留地拾壹番館」⁽²³⁾すなわち「東洋銀行」とも称されるイギリス系のオリエンタル銀行 (the Oriental Bank Corporation) 横浜支店以外にはない。とすれば、一八七四年中に三井組が株券を除いて少くとも一六二万円相当の抵当品を無事に納入しえた背後には、オリエンタル銀行からの一〇〇万円に達する借入があったのであり、かかる資金源こそが三井組が危機を克服する上で決定的な意味をもっていた、といわなければならないであろう。

一八六四年(元治二)に横浜支店を開設したオリエンタル銀行と、三井組がいつから取引を始めたかは明らかでないが、開港当初から横浜へ進出して三井組としては、おそらく幕末期にも同行となんらかの取引を行なったと考えられよう。しかし、両者の関係が緊密化するのには、オリエンタル銀行が一八六九年八月に日本政府と「貨幣鑄造条約」を

結び、三井組が一八七一年六月の新貨条例に関連して単独で「新貨幣為替方」に任命され、両者共に日本政府の貨幣政策の中枢を担うようになってからのことと思われる。一例をあげると、一八七二年（明治五）にオリエンタル銀行は三井組の注文によりアメリカ合衆国から金地金（San Francisco bar Gold）三〇万ドルを輸入しているが、そうした金銀地金や金銀貨の取引はオリエンタル銀行にとっても大きな利益源であり、三井組との関係はオリエンタル銀行にとっても重要な意味をもっていた。⁽²⁴⁾

一八七四年（明治七）三月、三井組（東京本店および横浜店）は、横浜拾壹番「オリヤンタルバンク」支配人ロバートソン（J. Robertson）と、内外為替取引に関する「約定規則」⁽²⁵⁾を締結した。これにより三井組・オリエンタル銀行ともに相手へあてた為替手形を振り出して支払に充てることができることになり、外国為替についても三井組で「外国為替注文切符」⁽²⁶⁾（Orders for drafts）を振り出すことができるようになった。⁽²⁶⁾同月一六日付の「十一番互斥力可致約定書」でオリエンタル銀行側が、取引にさいしては「できる限り寛大な条件で」（on the most liberal terms possible）⁽²⁷⁾処理することを三井組村利左衛門に対して約束している点を留意しておこう。「約定規則」の締結は、同年二月二〇日の三分の一抵当令による三井組の第一の危機への対策としての性格を強く帯びていたと考えねばなるまい。

こうしてオリエンタル銀行からの借入が始まるのであるが、借入額がまとまった時期に改めて借入証書が作られたこととくである。横浜店の田村利七は、後年、一八七四年（明治七）当時のことを回顧して、「横浜ニ在リタルオリエンタル、バンクトイフ外国大銀行ノドロッセルトイフ人ガ非常ニ肩ヲコシデ呉レ、一時ニ五萬六萬ノ大金ヲ融通シクレタルヲ以テ大ニ助カリタリ」と述べている。⁽²⁸⁾田村が、借入の返済が終った翌年に本店の今井友五郎へ報告した「外債返済手続調」⁽²⁹⁾によって、この間の事情を検討しよう。

外債返済手続調

明治七年來の東洋銀行借入金額証書及び利子約定之書左ニ

証

第九号

一洋拾五万弗也 但シ利子一年九朱之割

右正ニ借用候也都合次第返済可仕候仍如件

明治七年第五月五日

東京三井組 印

名代 三野村利左衛門 印

今 井 友五郎 印

三野村 利 助 印

横浜三井組

名代 松林 清左衛門 印

田 村 利 七 印

横浜ヲリヤンタル 御社中

〔第拾号証〕 洋拾万弗 年九朱 七年六月十六日

第十五号証 洋四拾万弗 年九朱 七年十月十九日

第十六号証 洋三拾五万弗 年九朱 八年二月廿四日、以上、全文引用は略す

前書証書四通ニテ金額高百万弗也

右約定ニ在之処東京銀行のワットソノヲ以申出左ニ

一ジョン、ロヘルトソン申条ニ貴組貸附金本因総頭取命ニ是迄分一先皆済可致シ其旨ハランテマント (on demand 要求払) ノ定約ニ付借方貸方双方都合ヲ以取扱ヲナス也依返却期限も追々延引ニ及且本店ニ而も是非入用金額在之事ニハ為換相庭モ大キニ変化致

シ依是非共返却可致御懸合ニ及候

三井組答当組ニテモ夫々貸附或ハ國産方ニテ商法資本仕入金大額差出シ夫是ニテ俄ニ取集メ出来ガタク談判中凡一ヶ月間及其際於故利左衛門殿一方ナラス苦心付佐々木殿種々ワットソン相談ノ上種々工風ナシ日夜談判末ニ（ジョン、ロヘルトソン）申然者社中エタイシ一身上ニ抱^抱ヘル程事也附前ニ談シ致義ヲ返答シ然者貴バンクノ大蔵省ニテ借入テ如何其際シヤハイ（上海）ニ、ティル銀アリ也（是ヲ借用致度外金貨三拾万円借用致度）御省エ何処御評議済相成貸下ケ事ニ決ス右ヲ以英國其答致候事ナリ（附テ此利子ヲ計リ為換相庭違モアリ利子は迄九朱之処更ニ四月一日年尅式増利被下義ヲ又々申出依四月一日）一ケ年利子年尅割式歩決定ス

内拾万弗ニ八年九月三十日ニ返済 第十号証書受取

内拾万弗 九年六月三十日九号戻ス

明治九年七月ノ金残高洋銀八拾万弗也

連々差入タル証書三通ヲ受取更ニ尅本証文書替横文証文改此抵当ハ三井銀行株尅万株國産有品物凡百万円右横文ニ其意在之

其後大蔵省ニテ百五拾万弗御借入扱ヲナス其時ニ三度ニ受取約定寄線込帳入テ当銀行小切手ヲ以御省納候ニヨリ線込高八拾万弗以上ニ満ル其金額返済ニ在テ（三野村氏今井氏）御扱ニテ是ヲ略ス尤モ借入返済利払ハ別紙ニ記スル御尋ニ上申仕候也

明治十年第八月四日

外国ハンク扱方 田村利七^印

今井友五郎殿

これによれば、最初の借入証書は五月五日付の一五万ドルについてのものであり、続いて六月一六日付で一〇万ドルの証書が作られている。いずれも年利九パーセントと比較的「寛大」(liberal)であり、「都合次第返済可仕候」という期限なしの借入であったが、後者の条件は三井組にとって必ずしも有利とは限らない点に注意しておくべきであろう。署名者が三野村利左衛門以下ごく少数の首脳陣であることは、この借入が三井組内部でもほんの一部の人々しか知らない最高機密であったと思われることとの関連で留意しておきたい。この二回の借入は一〇月の抵当増額令よりかなり前

に行なわれており、おそらく二月の三分の一抵当令に対応して公債買入を行なうさいの資金となったものと思われる。三井組は第一の危機を克服する段階ですでにオリエンタル銀行への依存を余儀なくされていたのである。

第三回の借入証書は、一〇月、九日付の四〇万ドルに関するものである。抵当増額令が正院で裁可されたのが一〇月一八日で、同日省使向け、同月二二日府県向けに発せられたことを想起すると、この四〇万ドル借入はおそらく第二の危機への対応の一環だったのであろう。第四回目の借入証書は翌七年二月二日付の三五万ドル分であるが、この借入はすでに横浜店「惣目録」の検討を通じて明らかにしたとおり、実際には七四年一、二月末までに行なわれていたものの確認の意味をもつものである。

合計一〇〇万ドルに達する巨額の融資をなすに当って、オリエンタル銀行が抵当を要求しなかったとは考えられない。三井文庫所蔵史料の中には、一八七四年一月に東京三井組（三野村利左衛門・三野村利助・森藤五郎・麻田左二平）と横浜三井組（松林清左衛門・永緒太郎右衛門・田村利七）からオリエンタル銀行へ提出した「約束手形支払ノ為メ抵当差入ニ関シ『オリエンタルバンク』トノ契約書控⁽³¹⁾」なる英文史料があり、日本米一〇万余石（六三万二四〇〇円）と日本生糸・茶・各種輸入品（九九万二六〇〇円）および第一国立銀行株券（一〇〇万円）からなる計二六二万五〇〇〇円の抵当を差し入れる旨記されている。実際にこれだけの抵当品を差し入れる余裕があったかどうかはなほだ疑問であるが、表面上（ロンドン本店向け）は、こういう形式をとったものと思われる。ただ、三井組国産方の開設（一八七四年八月）が、かかる形式上の処理を可能にした点は、後述との関連で重視しておきたい。

以上のごとく、一八七四年の三井組は、官金抵当の調達にかかわる第一・第二の危機を外国銀行からの融資に依存することを通じて克服したのであるが、⁽³²⁾かかる解決は一時しのぎのものでしかなかった。借入金は早晚返済せねばならず、官金依存での発展がもはや望めないとすれば民間預金に依存する方向を打ち出さねばならないはずであった。しか

も官金預り自体ができなくなる可能性も強まりつつあったのである。実際には、第四回目の証書により借入残高が一〇〇万ドルとされた一八七五年二月の直後に、オリエンタル銀行ロンドン本店からの回収指令が出され、三井組はいわば第三の危機に直面するのであるが、その問題の検討は第3節にまわし、次の第2節では一八七五年から七六年初頭にかけての三井組を襲った官金そのものの引上の危機(いわば第四の危機)について簡単にみておくことにしたい。

- (1) 大蔵省達乙第十一号の全文は「昨六年当省第八号達府県設為換手続第三条但書貨物之籤本年第十五号ヲ以テ三分ノ一ト致確定候旨相達置候処今般猶詮議之次第有之更ニ預ケ金相当之貨物取置云々ト改定候条此旨相心得既ニ結約済ノ分タリトモ至急増貨物可取立此旨相達候事」というものである(『法令全書』明治七年上、六五〇ページ)。千田前掲論文は、大隈が九月三〇日に三条へ抵当増額令に関する何書を提出し、正院は一〇月一八日にこれを裁可、同日省使向け、二二日府県向けの抵当増額令が発せられたと指摘している(同論文九一〇ページ)。
- (2) 『三井事業史』本篇第二巻、一七八―一七九ページ。そこでの叙述のうち、増抵当の内訳にある新旧公債と秩禄公債が二重計算の誤りに陥っているのは残念である。
- (3) 千田前掲論文はこれを追加担保分とみなしているが、それは前掲『三井組財産調査』を七四年当時のものと考えたことからくる誤りと思われる。
- (4) 前掲『小野組の研究』第四巻、六九七ページ。地方別内訳は千田前掲論文第22表参照。
- (5) そのほか、後述するように官金預りをほかの勘定科目に移しかえる操作も考慮すべきだが、第一国立銀行の場合も似たような操作が加えられた可能性がある。
- (6) 横浜店「目録」(三井文庫所蔵史料 別二六〇一―一六、別二六〇二―一、別二六〇三―一三)。
- (7) 前掲『三井組財産調査』末尾の朱筆メモ書には、「東京官金之内、陸軍省之内拾九万円一時預りへ入ル、工部省之内四拾万円目途ニテ一時預りへ入ル、開拓使之内拾三万円一時預りへ入ル、合計七拾貳万円」、「石ノ巻、山田、上野、一ノ関、四日市、豊橋、六ヶ所とも一時預りへ入ル」(二万二千七百四十二円―石井)、「大元方〔官金預り三十七万円―石井〕利付預りへ入ル」

とある。そして「明治八年亥六月三〇日、目録総計一綴、東京本店」(三井文庫所蔵史料 別二七三甲)の官金預り高から右の七二万円を差し引くと「三井組財産調査」のデータと一致するのである。

(8) この点は前掲第2表と第3表を比較しつつある程度検討したが、「明治七年、諸省寮願伺留」(三井文庫所蔵史料 本六四九)や「明治八年一月、大蔵省伺願留」(同 本六四二)によって、一八七四年二月から七五年六月にかけての追加抵当を個別に調べて合計しても、せいぜい三〇〇万円位にしかない。そこで、抵当高と実際預り高を対比すると、中央省使は前注でみた七二万円の操作によりほぼ一致しているが、省使の下位官庁や府県レベル(とりわけ大阪、西京、神奈川、宮城、東京、愛知、敦賀)では、かなり大きなギャップがあることが判明する。

(9) 「三井銀行創立之際書類」(三井文庫所蔵史料 別一五八六)。

(10) 千田前掲論文は、「銀行株券と引替える公債百万円」がすぐにも必要であったかのように記しているが、その根拠ははっきりしない。抵当品中の地券・株券を全て公債に改めるよう太政官布告が出るのは一八八〇年のことである(「大蔵御省伺願留」三井文庫所蔵史料 本六四三)。

(11) 大蔵省達第十五号の全文は「昨六年第八号当省布達府県設為替手続第三条但書合高三分ノ一亦者四分一ノ質物ヲ取置キト有之候処右者今般詮議之次第有之更ニ三分ノ一ト致確定候条此旨相達候事」である(『法令全書』明治七年上、五七一ページ)。この時点でかかる達が出された具体的契機としては、二月六日の閣議が台湾征討を決定したという対外軍事緊張が重視されるべきであろう。

(12)(13) 「明治七年 諸省寮願伺留」(三井文庫所蔵史料 本六四九)。

(14) 一八七四年一月二二日付で主要省使へ抵当上納額に関してそれぞれ願書を提出しているが、従来四五万円の預り高であった工部省については三〇万円として抵当を出したいとしている。

(15) 前掲第13表から一月二〇日当時の東京抵当に対応する官金預り高を推定すると一八三万七〇〇〇円となり、その三分の一は六一万二三三三三円である。

(16) 岩崎宏之氏は、この五〇万円の公債も「上納済みの抵当」に算入したため、増抵当について「公債証書はわずかでしかなかった」という評価を下された(『三井事業史』本篇第一巻、一七九ページ)。しかし、少くともこの五〇万円分の納入は増抵当令より後であることが留意されるべきであろう。

- (17) 抵当増額令が何故この時点で出されたかという問題については、やはり台湾征討による清国との全面戦争の危機感が極度に高まり、大蔵省内部で軍費調達をめぐり深刻な議論が戦わされていた事実（『公爵松方正義伝』乾巻、四五五ページ）が重視されるべきであろう。有力政商の一つや二つ位潰れる危険をものともせず、抵当増額令が強引に実施されたのは、日本国そのものの存否をかけた対外戦争の危機感がギリ／＼まで高まっていた状況をぬきにしては到底理解しえない。この点については、より立ち入った検討が必要であろう。
- (18) 当時の三井組の帳簿について、大蔵省の得能良介が「官金ヲ扱ヒナガラ、魚屋カ青物屋ガヤル様ナ帳簿ノ記ケ方ヲシテ居ル、甚ダ不都合デハナイカ」と批判したというが（前掲「松島吉十郎談話筆記」二六三ページ）、実際その通りであり、個々の取引を記したものはあっても全体を正確につかみうる帳簿は残っておらず、もともと作成されなかったのではないかと思われる。
- (19) 「横浜店 明治七戊年第一月々十二月迄 惣目録」（三井文庫所蔵史料 別二六〇二一三）。
- (20) 「明治七戊年十二月 横浜店 別口預金之書抜」（三井文庫所蔵史料 別二六〇二一五）。
- (21) 「横浜店 明治八年從一月至六月 目録精算書」（三井文庫所蔵史料 別二六〇二一七）。
- (22) 第2表はドルを円に直し、当座貸を差引で表示してあるが、原史料には、東京店の利付預り一七二万二三四九円・洋銀一〇〇万九四六ドル、同店の当座貸洋銀一三〇万二五〇一ドルという記載がある。なお、一八七五年二月末の東京店勘定には、利付預りに洋銀一五〇万九四六ドル、無利足貸（此内大元方へかし之分有之）に洋銀七六万ドルという数値が掲げられており、「ツチ印」の分はそこに含まれているようである（三井銀行創立之際諸書類「三井文庫所蔵史料 別一五八六一一四」）。
- (23) オリエンタル銀行については、石井寛治「イギリス植民地銀行群の再編——一八七〇・八〇年代の日本・中国を中心に——」（東京大学経済学会『経済学論集』第四五巻第一号、第三号、一九七九年）を参照。
- (24) 「十一番ト結約地金買入之節約定勘定書其他書類」など（三井文庫所蔵史料 追一六五七一〜五）。
- (25) 「為替金取引約定規則書」（三井文庫所蔵史料 追一六五七一九一）。
- (26) 「手形并為替取引ノ為メ横浜東洋銀行ト江戸三井組トノ約定書」（三井文庫所蔵史料 追一六五一〜一）。
- (27) 「十一番互尽力可致約定書 大三野村扱 三月廿六日」（三井文庫所蔵史料 追一六五七一〜一〇）。

(28) 「田村利七氏訪問聴書・明治四十一年十二月廿日」(三井文庫所蔵未整理史料)。引用文の前に「カノ明治七年ノ小野組破産ノ際、東京ヤ横浜ノ三井店ガ大取付ケニ遇ヒタル時、大三野村サンヤ、今井友五郎サンナドハ二度モ三度モ非常ノ覚悟ヲナシタリ、此時ニ際シ」とある。ドロッセルとは同支店の J. Russell のことであらう。

(29) 「外債返済手続調」(三井文庫所蔵史料 追一六五七—二三)。「」は石井による要約ないし注記である。このあとに利子に関する「記」があるが省略した。

(30) 千田前掲論文一〇ページ。

(31) 三井文庫所蔵史料 追六八六—七。

(32) むろん三井組各店舗において貸付金を極力回収するとともに新規貸出を制限して、抵当品調達の資金繰りをつける努力は行なっていた(例えば七四年一月の大元方達五号参照、三井文庫所蔵史料 本一一二九)。また、大蔵省国債寮に対し、七四年二月二十九日に「是非とも貸遣し不申候半而者難相成節有之」と貸出資金二五万円の「拝借」を歎願したのに対し、翌七五年一月に認められたことも留意しておくべきであらう(前掲「明治七年 諸省寮願伺留」、同「明治八年一月 大蔵省 伺願留」)。

2 官金引上の猶予

『三井銀行八十年史』は、政府が一八七六年(明治九)二月には、従来第一国立銀行の取り扱っていた内務・大蔵両省の為替を引き上げて出納寮の直扱いとしたほどで三井組の諸省官金取扱もやがて引き上げられることは必至と観測されるにいたった⁽¹⁾と述べ、銀行創設直前の三井組が、官金そのものの引上という危機(これを第四の危機と呼ぼう)に直面していたことを指摘した。しかしながら、その後の諸研究はこの点をほとんど無視しており、官金抵当増額令という最大の難関を切り抜けたあとは「三井の銀行創設準備が急速に進展する」という把握がなされるようになった。⁽²⁾『三井事業史』第二巻の場合も、一八七五年(明治八)九月に設置が決められた出納寮出張所(仙台・小倉・長崎)の実務を三井組が

担当した事実を根拠に、「第一国立銀行はしだいに官金出納取扱いの特権を失い、三井組とその後身である三井銀行がこれにかわつた」と記し、三井組が直面した官金引上の危機については事実上それを否定しているかのようである。⁽⁴⁾

第一国立銀行が一八七六年（明治九）六月限りで大蔵省官金取扱の特権を失ったことは事実であり、その結果かつては七〇〇万円台にも及んだ同行官金預り高が七六年末には僅か四〇万円台へと激減したことは前掲第14表に示したとおりである。しかし、その大蔵省官金がそのまま三井組のところへ回ってきたわけでは決してない。大蔵省はかなり早い時期から国庫金直管の準備を進めており、⁽⁶⁾ 一八七六年（明治九）二月には出納寮現金納払局において大蔵省官金の出納を自ら担当するようになったのである。これに対して第一国立銀行頭取渋沢栄一は紙幣頭得能良介を通じて官金引上の猶予を強く迫つたが、大隈大藏卿は引上を断行し、第一国立銀行は業務を大幅に縮小しつつ民間預金依存へと方向転換をはかることとなつた。⁽⁷⁾

渋沢がその陳情書の中で、「三井の如きは、其寄託の金額（第一国立―石井）銀行に数倍して、之を他方に使用するも亦銀行と同じからざれば、之を数年に延長せざれば其完納を期すべからず……若し官府此官令收拾の要旨に於て、聊も仮借する所なく、縦令、三井の如き、此檢束によりて小野・島田と其轍を同うするに至るも、敢て顧みざる所となさば、栄一は夙く其目的を銀行鎖業に転じ、速に其処置をなすべきのみ」⁽⁸⁾と記していることからもうかがえるように、官金引上は第一国立銀行だけでなく、当然三井組などにも及ぶものと考えられていた。この点はなお大蔵省側の意向を確かめる必要があるが、三野村利左衛門が官金引上の可能性を深刻に考えていたことは事実であり、だからこそ何度も引上の猶予を懇願したのであつた。

すなわち、一八七五年（明治八）九月に大隈大藏卿へあてた懇願書の中で三野村は、すでに検討した三井組の「総精算勘定調書」を示しつつ、差引純資産が一九一万余円残る計算であるとはいへ「万一此處にて御法替ニ相成一時御預金納

方被仰付候時は「納入できぬため閉店せざるをえず、その社会的影響は大きいとして、「格別之御寛典を以今兩三ヶ年間此儘にて御用取扱方被仰付置下候」様にと懇願しているのである。⁽⁹⁾三野村はさらに、一八七六年(明治九)二月にも再び懇願書を正院と内務大蔵兩省へ差し出し、「今三四ヶ年間従前之通諸省寮使府県之出納御用向不相替被仰付置被下候様」にと懇願した。⁽¹⁰⁾これに対し、大隈大蔵卿が同年三月八日付で「願之趣聞置候条不都合無之様可致置事」という承諾の返事を与えたため、三井組に対する官金引上は当分猶予されることとなったわけである。⁽¹¹⁾三野村が官金引上を早晚不可避のものとして受け止めていたことは、右の懇願にさいして「今兩三ヶ年間」ないし「今三四ヶ年間」なる表現を用いていることから十分うかがえるであらう。

こうして三井組は、官金引上という第四の危機を第一国立銀行と対照的に引上猶予という形で克服しえたのであるが、そのことは官金への依存体質を温存する結果となり、西南戦争時に急拠官金の大量引上が起こると資金繰りがつかずに破綻の瀬戸際に追いつめられる事態を生み、さらに日本銀行設立に伴う官金の最終的引上に直面すると抜本的な改革を迫られることとなる。

- (1) 『三井銀行八十年史』八七ページ。
- (2) 『三井兩替店』四七六ページ。
- (3) 『三井事業史』本篇第二卷一九二ページ。
- (4) 同右三二六ページに「政府は三井銀行を創立するに際して、三野村利左衛門から提出された官金取扱継続の懇願を容れてこれを許可した」とあっさり触れたのみ。
- (5) 加藤俊彦「第一国立銀行」(加藤俊彦・大内力編『国立銀行の研究』勁草書房、一九六三年)三九ページ。
- (6) 千田前掲論文九ページによれば、一八七四年九月三〇日に大隈が三条へ抵当増額令の伺書を提出したさい、大蔵省側では

万一に備えて「府県官金の金庫直管（独立金庫制）」を構想し準備しつつあったようである。

(7) 渡辺盛衛編『得能良介君伝』（大蔵省印刷局、一九二一年）二七〇―二八五ページ。

(8) 同右二七五、二七七―二七八ページ。

(9) 『日本金融史資料・明治大正編』第四卷六二九ページ。

(10)(11) 『三井事業史』資料篇三、二六―二八ページ。

(12) 前掲「松島吉十郎談話筆記」二九〇ページには当時の三井銀行について、「追々順境ニ向ツテ、米モズン／＼買上モスルシ、万事都合好ク参ツタ所ニ、又一大警報ガ来タノデゴザイマス、今度ハ鹿兒島ノ土族ガ熊本城ヲ襲フト云フ。〔中略〕本店ガ又金ガ逼迫ト云フ事ニナリマシタ、陸軍省ハ預金ヲ一錢一厘モ余サズ引上ゲル、戦域ガ段々広クナルニ從ツテ、大蔵省ハ各県ヘ命令シテ予備金ヲズン／＼引上ゲル、此逼迫ガ丁度小野組以來三回目デゴザイマス、三井家ノ金ニ困難ヲ致シマシタコトガ……」という興味深い談話が記されている。この時の「逼迫」は、本稿で順次究明している危機とつなげると第六の危機となるが、ここでは立ち入らない。

3 借入金金の返済

三井組はオリエンタル銀行横浜支店からの最高一〇〇万ドルに及ぶ借入金をどのように返済したのであろうか。先に引用した「外債返済手続調」（以下「手続調」と略記）を手掛りに、この問題を検討しよう。

まず注目したいのは、一八七五年（明治八）二月二四日に三五万ドルに関する借入証書を作り、正式の借入金が一〇〇万ドルとされた直後から、オリエンタル銀行による返済請求が始まった事実である。「手続調」によれば、それは「本國総領取命」すなわちロンドン本店にいる頭取アーバズノット(G. Arbuthnot)からの指令であった。この指令が何故発せられたかを直接に明らかにする史料はないが、おそらく一八七三年以降の世界的な銀価低落の下での同行が陥った経営不振と関連しているものと考えてよからう。銀価低落は同行のようにポンド（金本位）の資本金や預金をアジア銀貨圏

へ送って銀貨に変えて運用している貿易金融機関に大打撃を与えつつあり、同行は資金をアジア各地から引き揚げつ、利益の上ると見込んだセイロン島のコーヒー栽培やモリリジャス島の砂糖栽培への投資に力を注いだのである。⁽¹⁾「手統書」に「為替相庭モ大キニ変化致シ」とあるのは、こうした銀価低落を指すものにはかならない。「ランテマン」すなわち要求払の契約であった以上、三井組としては、この返済要求を無視するわけにはいかなかった。三井組はこうして第三の危機に早くも直面せねばならなかった。

オリエンタル銀行からの要求に対して三野村は三月一杯色々と交渉を重ね、ついにいくつかの条件と引き替えに借入の継続を認めさせることに成功した。条件の第一は、台湾事件に対する清国償金五〇万両のうち四四万五六〇〇両(約六〇万ドル)を三井組經由で日本政府からオリエンタル銀行へ預けること、⁽²⁾第二は、やはり三井組經由で日本政府から金貨三〇万円をオリエンタル銀行へ貸与すること、⁽³⁾であり、いずれも三井組からの依頼を大蔵省が了承し実現した。第三の条件は、借入年利率を従来の九パーセントから一二パーセントへ引き上げることであり、これは四月一日から実行された。⁽⁴⁾

このように、三井組はオリエンタル銀行からの返済要求を政府の援助に頼ることで辛うじてかわすことができ、第三の危機を乗り切ったのであった。その後、同行への返済は、一八七五年(明治八)九月三〇日に一〇万ドル、一八七六年(明治九)六月三〇日に一〇万ドル、とそれぞれ行なわれたが、三井銀行が創設された七、六年七月、一段階で、なお八、〇万ドルの借入を残していた。このとき三井銀行から改めて抵当品の差入を行なっている史料があるので次に掲げておこ⁽⁵⁾う。

〔抵当品差入方約定書草稿 訳文〕〔横浜三井組用箋〕

第壹

一金六拾万円

東京大阪伊勢等ニ於テ庫入日本米拾五万石

老石ニ付四円ト見積リ

第貳

一金四拾万円

絹糸及ヒ茶三ツ井銀行ヨリ国産方江預ケ置ク

第參

一金壹百万円

三井銀行ノ株全払上ケ政府ノ免許ヲ受タル株

合計 金貳百万円也

我等ヨリ貴社江差入レ置キ候約定手形ヲ以テ貴社ヨリ平常御取替被下候金高及ヒ其利子諸雜費等ノ低当（トシテ）トシテ右ニ記載スル物品ヲ質入候事実正也然ル上ハ入質中右抵当物ニ関ハル諸入費等悉皆我等ヨリ償却可仕候万一右手形ノ文意ニ背キ全額返済方違約遲滞候節ハ我等ニ関ハラス貴社ニ於テ抵当物勝手ニ御売却被下其売揚ケ高ヲ以テ右手形面ニ係ヘル全金額利子諸雜費ノミナラズ其他ニ其節借用金有之片ハ期限ノ満未滿ヲ不論一切御引除リ被下若シ不足ラ生ズル片ハ更ニ我等ヨリ弁却可仕又若シ過金有之片ハ我等江御返戻可被下候

前章ノ如ク殊ニ貴社ト我等ノ間ニ条約ヲ結ヒ後日ノ為メ各姓名ノ下ニ捺印ス

前章ノ条約ヲ以テ入質シタル抵当品其期限内中火災或ハ賊難其他何ニ不依如何ナル損害ヲ蒙ルトモ貴社へ損亡相掛ケ間鋪候右抵当物火災及ヒ地震ノ節損亡ナキタメ保險会社ノ保証ヲ受ク

若シ右抵当物ニ付如何ナル情実ニ而モ損亡アル片ハ更ニ充分ナル抵当物新ニ書入レ可申候

明治九年七月一日

三井銀行

横浜十一番館

ワリエントタルハンク社中代理人江

前述した一八七四年一月段階の抵当品と似通っているが、第一国立銀行の代りに三井銀行株が入っている点、異なる。この三井銀行株はおそらく大元方の持株分全体と思われるが、二〇〇万円の三井銀行株の半分がオリエンタル銀行への抵当品として差し出されていた事実は、発足した時点での三井銀行そのものがいかに深刻な状況に置かれていたかを物語って余りあるといえよう。官金抵当にかかわる第一・第二の危機を、外国銀行への依存によって克服した三井組は、まさにそうした克服策を選んだ結果として、対外従属といういっそう重大な危機に直面せねばならなかったのである。

一八七六年（明治九）秋にオリエンタル銀行からの残額八〇万ドルについての返済要求が激しさを極めたときに、三井組⁽⁶⁾の危機はいやが上にも高まった。本稿で扱う最後の危機である第五の危機⁽⁷⁾がこれであり、すでに不治の病に冒されていた三野村利左衛門は、最後の力を振り絞ってそれを克服するのである。三井銀行創設直後に三井組が陥ったこの第五の危機については従来の研究史は全く言及してこなかったが、すでに引用した「松島吉十郎談話筆記」⁽⁸⁾は、この時の危機の一端を明らかにしている。すなわち、

ソレカラ本店ノ大逼迫デゴザイマス。小野組ノ瓦解後、小野ノ業務ガ皆三井家ニ属シタモノデスカラ、非常ニ繁忙ニナツタ、随ツテ金銭ノ授受ガ莫大ナコトニナリマシタケレドモ、当時小野組ノ影響ガドウモ去リマセヌデ、内部ノ都合ガ余程悪カツタノデゴザイマス。「中略」終ニ大蔵省ニ上納シマスル金ガ渋滞シテ、段々ソレガ積ツテ二百万円ニナツテシマツタ、大蔵省カラハ嚴重ノ沙汰ニナル。当時三野村ガ貢米ノ方ノ取扱ヲ願出テ居ツタ、之ヲ早ク大蔵省デ指令シテクレルト、其貢米ノ方ノ運転デ此金額ノ運転ヲ附ケル積デアツタ、所ガ指令ガ遅イ為ニ、此上納ノ方ガ先ニナツテシマツタ、ソレガ全ク一ツノ蹉躓デゴザイマス、コンナ事ニナル筈ハ無カツタノデアリマス。「中略」多クノ重役ヘ顔ヲ揃ヘテ出テ居ルケレドモ、此場合ニ臨ンデ斯ウシタラ宜ラウト云フ意見ノアル人ガ一人モナイ。ソレデ三野村ガ私共七名ヲ呼ビマシテ「私モ已ニ先年三井家ノ事ニ付テハ辞表ヲ出シタコトガアルケレドモ、其当時種々ノ事情ノ為ニ中止スルヤウナ場合ニナツテ、今日迄此責ヲ一身ニ負ウテ来タケレドモ、勢ヒ今日ノ所ハ私モ仕方ガナイ

カラ、ドウシタラ宜イカト実ハ昨夜カラ寝ズニ考ヘテ居ル、今夕一同ヲ呼ンデ能ク相談ヲシテ、一同ノ意見ニ依テ私モ亦非常ナ決心ヲシナケレバナラス」ト云フोटゴザイマシタ。其三野村ノ言葉ガ、誠ニ言々皆肺腑ヨリ出ツルト云フヤウナ風デ、私共其胸中ヲ察シテ大ニ感奮シタ訳デゴザイマス。

と、「本店ノ大逼迫」の下で大蔵省上納金が払えず、流石の三野村も進退極まって若手七名に相談したと回想されている。松島吉十郎・高野栄二郎・斎藤銀蔵・平尾賛平ら若手七名は相談の末、三井銀行の滞貸償却法や人員削減策、万一の場合の同苗八家の財産保全策などを記した「内密上申書・明治九年十月十二日」¹⁰を三野村へ提出、これに勇気付けられた三野村は改めて七名に作成させた同趣旨の「内密再度上申書・明治九年十月二十日」¹¹を携えて大蔵省と再交渉し、ついに「目的ヲ達シタリ」¹²という。

この回想には、三野村が窮地に陥ったのは、大蔵省への上納金二〇〇万円を払えなかったためだとあるが、事実はそのうちであるまい¹³。この当時の三井銀行は、大蔵省国債寮から計四五万円を借り入れているが、これについては八月七日付で一月末までの延納を許可されており、一〇月段階に大蔵省上納金が問題となるはずがないからである¹⁴。それ故、この時の三野村を悩ませていたのは、オリエンタル銀行からの残金八〇万ドルについての強硬な返済要求であったと考えるべきであろう。「内密上申書」を作成した若手七名が、この点を果たして知っていたかどうかは明らかでないが、「上申書」にも「談話筆記」にもオリエンタル銀行からの借入の件は一言も記されていないことからみて、知らなかった可能性の方が強い。とすれば、オリエンタル銀行との関係は、「内密上申書」を草して三野村の対政府交渉を支援した若手七名にも知らされぬ最高機密であったことになる。

この時期にはオリエンタル銀行の業績悪化はすでに明白となりつつあった。一八七五年下期の決算は、銀価下落のために九年半にわたって続けてきた半期六パーセントの配当をあきらめて五パーセント配当に変更した。同年末に死亡し

た総支配人スチュアート (C. J. F. Stuart) に代つて新しい総支配人キャンベル (P. Cambell) は、業績の立直しに努力したが、五パーセントに低下した配当を引き上げることができなかつたばかりか、一八七七年に入ると欠損補填のために積立金の大幅取崩しを余儀なくされるのである。⁽¹⁵⁾ オリエンタル銀行横浜支店からの返済要求は、おそらく新しい総支配人キャンベルの経営再建策に沿うものだったのであろう。三井組の第五の危機は、その意味では銀価低落下でのオリエンタル銀行の経営危機と連動して発生したものであった。

では、三野村が大隈大蔵卿と交渉した結果、八〇万ドルの返済はどのようにして行なわれたのであろうか。前掲「手続調」によれば、大蔵省がオリエンタル銀行から三井組経由で一五〇万ドルを借り入れ、そのうちの八〇万ドルを利用して三井組は自己の私的借入を返済したようである。この一五〇万ドルというのは、政府米の輸出代金の前払としての性格をもつものであった。⁽¹⁶⁾ 一八七六年(明治九)以降の政府米輸出については、「一旦三井組ニ交付シ、三井組ハ更ニ横浜在留ノ英商『イ・ビ・ワットソン』ニ交付シテ、之ヲシテ實際輸出ノ衡ニ当ラシメ、輸出代金はオリエンタル銀行に積み立てて公債償却等にあてることとなつていたようである。⁽¹⁷⁾ 三井銀行では一八七六年(明治九)八月三〇日付でオリエンタル銀行からの前記一五〇万ドル借入の予約を行ない、一〇月七日にはワトソン (E. B. Watson) が三井銀行横浜店へ持ってきたための証書を田村利七が三野村利左衛門へ送っている。⁽¹⁸⁾ そして一〇月二三日にはオリエンタル銀行が三井銀行から政府借一五〇万ドルについての約束手形を受け取り、一〇月三十一日と十一月三〇日にそれぞれ七五万ドルを支払うこととなるのである。⁽¹⁹⁾ この一〇月七日から二三日にかけての期間に、先に引用した「談話筆記」にある「内密上申書」が作成されているわけであるが、三野村がそれを用いつつ大隈大蔵卿から引き出した保護の味は、右の一五〇万ドルのうち八〇万ドルを三井組の私的借入金⁽²⁰⁾の返済に充当するということだったとみて間違いあるまい。こうした保護を受けることにより、三井銀行は一八七六年(明治九)二月一日にオリエンタル銀行へ八〇万ドルを返済し、第五の

危機を克服することができたのであった。

もちろんこれで全てが解決したわけではない。三井組としては、政府に対して新たな負債を負うことになったし、オリエンタル銀行から翌七七年に新たな借入を試みてさえている。⁽²¹⁾だが、従来の資金貸借との決定的な違いは、三井組自らが三井物産を通じて政府米の取扱いを開始し、その代金支払と結びつけて資金貸借が行なわれている点であり、そうした活動によって得た利益と時間を用いて、借入金の返済が可能となつてゆく点である。この点の立ち入った検討は、しかし、三井銀行と三井物産の初期の活動分析として別個になさなければならない。

- (1) 詳しくは石井前掲「イギリス植民地銀行群の再編」参照。
- (2) 「明治八年一月 大蔵省伺願留」(三井文庫所蔵史料 本六四二) 八年一〇月五日の項参照。
- (3) 当時日本からは大量の金貨が流出しており、オリエンタル銀行も盛んに金貨を入手していた。この点はそれ自体立ち入った分析を要するテーマである。
- (4) 前掲「外債返済手続調」に付いている利子記録による。
- (5) 三井文庫所蔵史料 追一六五—一三。
- (6) 以下、三井銀行設立後については、大元方、三井銀行、三井物産などの総称として三井組という言葉を用いておく。
- (7) 三野村利左衛門は一八七七年(明治一〇)二月二日、「昨年七月已来病氣之処養生不相叶今晚一時頃死去候趣届有之候」(大元方日記)三井文庫所蔵史料 本七三八)。
- (8) 『三井文庫論叢』第一六号、一九八二年。樋口知子氏による史料紹介。二八六ページ以下。
- (9) 前掲「高野栄二郎談話速記」には、「内密上申書」について、「主にやりましたのが、平尾に私に斎藤松島、あとの人は出来上つたものを相談すると云ふ程、名前だけ載つて居る」とある。
- (10) 三井文庫所蔵史料 続二八二六一—。
- (11) 同右 続二八二六一—。

- (12) 「松島吉十郎 歎願書草稿 大正元年三月」(三井文庫所蔵史料 続二八二六一四)。
- (13) 前注の「歎願書草稿」では「三井銀行ヲ創立及候得共己ニ従前貸出金ノ中ニモ凡式百万円程損失ノ如キモノアリ」とされ
ている。損失額がいつの間にか上納額に変わってしまったわけである。
- (14) 「明治九年一月 国債寮伺願留」(三井文庫所蔵史料 本五四六一二)、「明治九年七月 大蔵省伺願留」(同 本六四三)。
- (15) この辺の事情については、とりあえず石井前掲「イギリス植民地銀行の再編」参照。
- (16) この点は、一八七六年(明治九)二月五日に郷国債頭が三井銀行へ七五万ドルの受領を記して渡した「証」(三井文庫所
蔵史料 追一六五一—一三)と、同じ日に三井組三野村利助が出納寮へ七五万ドルを「右者輸出米御払代金ワチトソ
ン 可御納致則上納仕候也」として納めた「記」(明治九年七月 出納寮伺願留「三井文庫所蔵史料 本五五六)が、対応し
ていることから明らかである。
- (17) 『三井事業史』本篇第二卷二三五—二三六ページ。
- (18) 「百五拾万弗借入証書写」(三井文庫所蔵史料 追一六五一—一八)。
- (19) 三井文庫所蔵史料 追一六五一—一九。
- (20) 前掲「外債返済手続調」に付いている利子記録による。
- (21) 三井文庫所蔵史料 追一六五七—一九。

四 結論と展望

本稿においてまず明らかとなったことは、銀行創設前後の三井組の資本蓄積が、従来の指摘とは逆に、決して堅実・
順調ではなく、多額の滞貸を次々と発生させつつあり、その回収が不可能となれば、同組には全体としてかなり多くの
負債のみが残るといふ深刻な状況に陥っていたことである。かりに官金抵当増額令がなかったとしても、三井組として

は早晚根本的な整理Ⅱ再建策を講じなければならなかったと思われる。かかる状況こそが、三井組の直面した危機の根源にほかならず、本稿で検討した第一から第五までの諸危機は、そうした根源を外部に露呈させる契機にすぎなかったとみることもできよう。

三井組が陥った経営悪化とは、もともと突如として預った巨額の官金を資金源として、不安定な貸付対象へ放漫な貸付を行なった結果であった以上、官金の返上という形で危機への対応はなしうるはずがなかった。度重なる危機への対応の基本線が、官金への依存体制の維持におかれていたことは、その意味では当然のことであったといえよう。三井組が官金そのものの引上という第四の危機への対応において、第一国立銀行と対照的な軌跡を描いたのは、たんに政府側の方針の差によるのではなく、三井組のかかる意味での経営悪化によるところが大きいといわねばなるまい。

官金依存を続けようとする限り克服せねばならなかった官金抵当に関する第一と第二の危機を、三井組は基本的にはオリエンタル銀行からの融資に頼って乗り切った。小野組や島田組を破綻せしめたこの危機をひとり三井組が克服した理由として、かつては政府の保護説が唱えられ、最近ではそれに加えて順調な経営振りを重視するいわば自力説が主張されているが、本稿はそのいずれでもなく外国銀行への依存こそが決定的な役割を果たしたといういわば外資説が主起した。三井組は大蔵省為替方の地位を第一国立銀行に奪われ、府県為替方への進出で小野組に遅れをとったが、新貨幣為替方を単独拜命して以来、幣制そのものの中枢をオリエンタル銀行と共に担当する地位を占めており、そこから生ずる同行との緊密な結びつきを利用して危機を乗り切ったのであった。

だが、そうした形で第一と第二の危機を乗り切ったことは、直ちに借入金返済という第三および第五の危機を生むこととなる。これらの危機は、それを解決できなければ、三井組ないし三井銀行が、外国資本の決定的支配下に陥りかねないという点で、従来の諸危機とは全く異質な性格のものであった。これらの危機を三井組は、結局は政府の強力な

保護に頼って乗り切るのであるが、かかる保護を引き出したのは、三野村利左衛門とその支持者達の経営再建への熱意の故であり、具体的には一旦は金融、面へ限定した三井組の活動を国産方↓三井物産という形で商業、面へも拡大してゆく形で活性化したことの故であったといつてよからう。三井物産の政府米取扱に関する立ち入った実証はなお今後の課題であるが、初期の三井物産の活動が三井銀行の危機の克服と深くかかわっていたことは重要な論点とされねばなるまい。

一八七六年（明治九）八月の「盟約書」を頂点とする三野村利左衛門による改革が、三井家の同族に対して一見きわめて苛酷な様相を呈するのにも、本稿で明らかにした三井組の深刻な危機との関連において捉えられるべきであろう。従来諸研究は、『三井銀行八十年史』を含めて、三井組の諸困難はいずれも三井銀行創設前のものであり、その克服の上に出度く三井銀行が創設されたという風に理解していたように思われる。だが、実際は三井銀行創設直後にもオリエンタル銀行への借入金返済をめぐる重大な危機が発生していたのであり、先の「盟約書」もそうした一連の諸危機の脈絡のなかで把握される必要があるであろう。一八七六年（明治九）一二月になって、政府が三井家同族一同に出頭を命じて説論を行なったのは、そこに語られている三井銀行の創設^{（1）}についての保護にかかわるといふよりも、同年一月三〇日まで政府がオリエンタル銀行から一五〇万ドルの前払を受けたことにより、その一部を三井組が利用して借入金を返済することが漸く可能となったこと、換言すれば三井銀行の存続が保障されたことにかかわるものであった。

本稿の分析は、もっぱら三井組の側に即したものであり、政府とりわけ大蔵省の側に関する検討はほとんどできなかった。外国資本が日本経済の内部へ居留地の枠をこえて進入することに対して、当時の日本政府が厳しくこれを拒ける態度をとっていたことは、鉄道や鉱山を例にしばしば指摘されるとおりであり、政府による外債募集も一八七〇年と一八七三年の二回限りで終っている。しかしながら、政府のそうした姿勢にもかかわらず、民間レベルにおいては、なお

さまざまな形で外国資本の内地進入が試みられており、日本側にも進んでそれを受け入れる動きがあったのである。一八七三年（明治六）一月の内務省設置以降の殖産興業政策は、従来の工部省を軸とする官営事業中心の政策への反省に立って、民間産業の育成に力点をおくようになっており、そうした政策にも支えられながら一八七〇年代中葉から地方産業の興隆が生じ、綿製品に代表される外国商品の圧力を押し戻し始めるのであるが、まさにかかる動向と裏腹に外国資本の進入がみられたことは皮肉な現象であった。民間金融の中軸の地位を占めた三井組へのオリエンタル銀行からの融資と並んで、民営鉱山の代表格であった高島炭鉱（蓬萊社）へのジャーディン・マセソン商会の投資が官金抵当増額令による島田組の破綻を契機に開始されており、製糸業の分野でも外国商社による金融的支配が売込問屋や一部の器械製糸場を対象に進みはじめるのである。⁽³⁾「外庄」に対抗して資本主義化をはかろうとする動きそのものが外資依存への傾向を生み出すという後進国に共通した状況に当時の日本経済も直面していたといつてよい。この当時のいわゆる大隈財政は、外資排除をたてまえとしつつも、民間産業の育成を重視したためか、ひそかに入り込む外資の動きをチェックする点において決して十全とはいえなかった。おそらくそれは一八八〇年（明治一三）には不換紙幣整理のために外債五〇〇〇万円募集案を提起する大隈重信自身の対外危機意識のあいまいさにも基因するものであろう。本稿で検討した三井組の外資依存問題は、大隈財政のもつそうした対外姿勢における問題性とも深くかかわるのではないかと思われるが、その点の検討は後日を期するほかはない。

(1) 岩崎宏之「政商保護政策の成立」、『三井文庫論叢』創刊号、一九六七年）一九〇―一九二ページ。

(2) 石井前掲『近代日本とイギリス資本』第三章。

(3) 同右第四章、海野福寿『明治の貿易』（塙書房、一九六七年）参照。